

監獄雜誌

第五卷第七号

目 録

● 論説	監獄學序文	八木秀太郎譯	(一頁)
● 清浦奎吾君	中野健明君	小松原英太郎君	
● 小野田元彌君	久米金彌君		
● 格氏監獄學講義(第二回)			
● 教誨	教誨に就て見聞せし事		
● 問答	如夢居士に答ふ	原胤昭	(十九頁)
● 山陽旭水生に答ふ	答如夢居士質問	山岡生	(十九頁)
● 五六三史の質問に答ふ		西岳生	(二十二頁)
● 雜錄	監獄巡閱内規を勵行し職務の監督を嚴にす		
● 谷治達門師の處感を讀む		樂善閑居士	
● 大文學者徳川氏刑制論(庫前)		浪華生	(三十一頁)
● 徳川氏刑制論(庫前)		殿正學人	
● 寄書	監獄吏員製作品購買の件	博愛生	
● 監獄統一に付典獄諸君に望む	携帶乳兒に就て	南筑逸偶生	(三十九頁)
● 作樂主任の書記をして看守長を兼ねしむるに	にまつた		
● 放て監獄醫諸君の垂示を乞ふ			
● 通信			
● 海外通信			
● 數十件			
● 雜報			
● 數十件			
● 監獄彙報			
● 數十件			
● 特別寄書			

○會告

本誌ハ七月三十日刊行ノモノニ有之候處監獄學出版
 ノ爲メ發行遲延ニ涉リ候得共次號即八月分ハ必定期
 刊行セントヲ期ス讀者乞フ了セラレヨ

今回出版セシ監獄學ハ部數ニ依リ豫約價遞減法モ有
 之候處本會雜誌代金取纏等ニ就キ平素御盡力相
 願候諸君ニハ特ニ豫約價ノ半額(運送費共)ヲ以御需用
 ニ應スヘク候間無御遠慮御申越被下度此段廣告ス

明治廿七年八月

出版主任 磯村 兌 貞

●監獄學出版廣告

- 伯爵井上内務大臣閣下題字
 司法次官 清浦奎吾君序文
 神奈川縣知事 中野健明君序文
 靜岡縣知事 小松原英太郎君序文
 内務省警保局長 小野田元熙君序文
 帝國大學法科大學長 穂積陳重君序文
 教授法學博士 都筑馨六君序文
 内務省參事官文學士 久米金彌君序文
 内務書記官文學士 小河滋次郎君編著

監獄學

全

(監獄構造法石版密圖數拾葉入)

本書は本邦現行の監獄制度を基礎となし有名なるクロイ氏編著の獄務教科全書の體制に則り傍ら最近の
 刊行に係るホルツェンドルフ、ヤーゲマン、ペール、ウルフ、エツケルト、スタルケ其他刑獄に關係ある
 内外諸大家の著書を参照し科學的順序を追ふて苟くも治獄に關するの事項は細大洩すなく盡く網羅編纂
 したる所の一大著述にして殊に其の理論と實際とを融合し往々歐米諸大家の崇めて以て金科玉條と確信
 する所の定説を痛撃する所あるか如き大に著者、研究の素あることを知らしむるに足るものあり都筑文
 學士の序文に曰く「精を取るゝと多くて力を用ふること勤めたりと謂ふへ一寔に以て
 斯道の指南車となすに足る」と時正さに監獄改良の機に際す看守教科用書として最も適當な
 るべきは論を俟たず苟くも職に此の事に執筆せらるゝ所の者常に一本を其の座右に備へられ且つ經國の有
 志も亦普く之を購讀するに至らんことを切望す若し夫れ購讀に關する手續等に就ては次に掲ぐる諸般購讀
 者に便利なる方法を參觀せられんとを要す

第二章	檢束法
第三章	戒護官吏勤務法
第四章	遇囚法
第五章	懲罰
第六章	賞譽
第七章	書信及接見
第八章	監房訪問
第九章	釋放
第一節	釋放ノ事由○第二節釋放取扱手續○第三節假出獄施行手續○第四節免幽閉、特赦及大赦○第五節免刑及押送手續○第六節死亡手續○第七節宅預及病院送致
第十章	作業
第一節	作業ノ意義○第二節作業施行ノ方法○第三節作業ノ種類○第四節使役法○第五節工錢
第十一章	給與
第一節	食料○第二節被服及臥具○第三節清潔法
第十二章	會計
第十三章	衛生
第一節	病者處遇法○第二節精神病者處遇法○第三節監獄醫ノ職務
第十四章	教誨
第一節	教誨ノ主義及方法○第二節教誨師ノ職務
第十五章	教育
第十六章	書籍
第十七章	監獄統計

監獄學目次終

監獄雜誌第五卷第七號

論 說

○監獄學序文

本會出版に係る小河滋次郎氏著述監獄學序文は斯道先覺諸氏の熱血にして言々句々金玉の辭ならざるはなし、而して今や該書は全國に普及しつゝありと雖も、尙當局者以外の本誌購讀者、及司獄官中未だ同書を一讀せられざる人々の爲め前號に掲げざる清浦司法次官外數氏のものをも本欄に掲げ聊讀者に紹介すへし

雜 誌 記 者 識

●清浦奎吾君序文

余曾て内務省警保局長たりし時穂積法學博士の薦に依り大學撰科生岳洋小河滋次郎を擧て局僚となす當時内務大臣山縣伯銳意獄政を釐革すぜーバツハ氏を字漏生國より招聘して獄務顧問官となし監獄官練習所を起し監獄巡閱規程を定め監獄評議委員會を設け其他監獄行政に關する諸般の規則を改正す岳洋毎に調査立案の事に從ひ曾て學ぶ所を實地に應用し與りて力あり其後監獄課長となり更に神奈川縣典獄に轉任す學者典獄となる司獄社會の一大慶事なり頃る公務の餘暇を以て監獄學を著す亦以て斯學に素あるの深き經驗に富むの厚さを觀るに足れり往年余伯林府に遊ふモアヒト監獄長クローネー氏と屢々獄政を談す氏は監獄

學者及監獄事務家として特に學漏生國に顯著なるのみならず歐洲の司獄社會に令聞あり其著はす所の監獄論は光輝ある鴻著にして爲めに伯林大學名譽博士の稱號を享くるに至れり令名の顯著なる斯の如し而して其官職を問へは渉乎たる一監獄長にして高等官の末班に列するに過ぎず然れども氏は斯道の爲めに盡すことを樂みて敢て他の名譽の府利益の地を顧みざる者也岳洋の位置及志行頗るクローネー氏に類し而して此著亦クローネー氏の監獄論に似たり其曾て著す所の獄務提要監獄管理法監獄法講義業既斯道の爲めに裨益渺しとせず此著の該博精覈なる前者の比にあらざれば其司獄社會を益する果して如何や岳洋年壯氣雄志遠大に在り若し一たひ泰西の地を經歷し彼の學理を叩き彼の獄政を察し平素懷抱する所を啓發せば其得る所更に幾多なるを知らざる也一日穗積博士と會す談偶岳洋の事に及ふ博士曰く人文の進むに従ひ學者亦穿井的主義を要す彼れ亦穿井的學者たらしむへしと意ふに學問の道夫の畦を耕すか如くなる可からず徒に廣くして淺きは竟に世用なし彼の井を穿つか如くならざる可からず狭くして深かければ必ず泉源に達す汲用盡くるなきを得へし博士の言實に然り余は岳洋に望むに監獄専門家として我國のクローネー氏たらんことを以てするものなり之を卷端に題して他日を卜す

●中野健明君序文

本縣典獄小河君著一書。名曰監獄學。來謁余序。受而閱之。曰監獄沿革。分項五節。甲乙二款附焉。曰犯罪刑罰。分項八節。曰行刑法。分項四節。曰犯罪豫防。分項三節。曰監獄構造法。分項八節。曰監獄管理法。分項九節。甲乙丙三款附焉。曰監督權。分項二節。是爲第一編。曰收監。分項二節。甲乙二款附焉。曰檢束法。曰戒護官吏勤務法。曰遇囚法。曰懲罰。曰賞譽。曰書信接見。曰監房訪問。曰釋放。分項七節。曰作業。分項五節。曰給與。分項三節。曰會計。曰衛生。分項三節。曰教誨。分項二節。曰教育。曰書籍。曰監獄統計。曰補遺。分項四節。是爲第二編。條分縷折。網羅靡遺。嗟君專精其職如此。余頗嘉此著。乃不敢辭。舉其概目以弁卷端。

●小松原英太郎君序文

明治革新以來文物制度月漸。諸般改良日就。獄務亦着々雖見進歩。區々有未全者何乎。所謂有法不得其人屬無法。司獄官吏而不充行刑之理術蘊奧。則善制美法亦何異往昔之牢屋乎。友人小河君夙奉職於監獄。頗有見于此。勵精積年。博徵歐米諸國之實歷。兼取其諸名家之說。基諸本邦監獄之制度。編述以爲一書。題曰監獄學。將以附剞劂。徵序於余。余受而閱之。立意精深。真能闡明其運用之道者。可謂獄務之指南車矣。其益于吏務蓋不尠少也。豈得不序。乃綴數言以塞責云

●小野田元熙君序文

社會の進歩と犯罪の増加とは互に正比例をなすものなり。今夫れ生存競争は、人智發達の最大誘因たるに相違なきも、その極や貧富の間に天地の隔絶を生じて、忽ち家産を破り恒心を失墜するものなきにあらす。是に於いてか浮浪無頼の徒、蛆の如くに湧き出て、悉く獄底の鬼とならざるはなし。人智の發達は社會進化の

一大利劔たるに相違なきも、時に或は道徳の軌道を脱して邪徑に陥るものなきにあらす。是に於いてか滑才兇惡の徒、蟻の如くに集り來りて、悉く法網の域たらざるはなし。人口愈増殖すれば、糊口の途に彷徨するもの愈多く、機械力益進歩すれば、多數職工の生業は、忽ち奪ひ去られつへし。さては今日社會進歩の利器を供給するの必要を感ずると同時に、犯罪滅却の利器なかるへからず。犯罪滅却の利器とは、いかに。監獄制度の善美是れなり。小河滋次郎君は嘗つて内務省に在りて、久しく獄務に従事したりしか、今や轉じて神奈川縣に典獄たり。その學は獨逸に通じて、殊に心を監獄の事に注ぎつ。頃者監獄學を著はして、叙を余に請ふ。余披いて之れを一覽するに、現行監獄則を基礎とし、旁ら歐洲各國、殊に獨逸現行の制度と諸家の説とを參酌して、綱舉り目張り、而してその分類亦た宜を得たり。且つその論理を説いて學理に流れず、實務を談して實務に偏せざるは、是れ君か最も苦心の存する所、而して本書の特色も亦た此に在り。さては本書の監獄制度を善美ならしむる上に於いて、その裨益する所、實に鮮少ならざるへし。

おはれ君の心も既に獄務の上に注ぎつ。君の手も既に獄務の上に揮ひつ。今や君の心と君の手とは遂に遊り出て、君の筆底に凝りつ。凝りて監獄の制度に其結果を及ぼすや知るべきのみ。是に於いて、か君の一身は、社會の進運に關するや大なりと謂ふべし。まかはあれど、今君や春秋に富み、前途尙ほ多望、而して監獄に施設を要するもの多々益劇し。然らば則ち本書の如きは、獄務の上、その益實に少からざるべしとはいへ、君か將來監獄の上に施設すべき事業に比しては、誠に九牛の一毛たらむことを望みてなむ。

●久米金彌君書簡

拜啓陳者貴著監獄學今般剝削に付せられ候に就ては何か序辭として一言可致旨御書面之趣承知仕候、乃ち小生は斯く許與せられ候機會に乗じ、何寄最先に一言致度は貴兄が此書を著述せらるゝに當り盡されたる精勵と熱心に對し小生が表示すべき感情は如何計りか切なるべき、又貴兄が監獄學の如き範圍の廣濶なる一科に就き幾多雜駁なる材料を蒐集網羅し物の見事に之を統合整理せられたる巧妙に對し小生が有する歎賞は如何計りか厚かるべき、殆ど筆紙に述べ盡し難き次第に有之候どの一事は先以て御諒察を仰き度所に御坐候

監獄に關する事項を科學的に記述したるもの我國には未だ之れなく、世人か一齊に遺恨とせる所に候折柄、貴著は實に之か嚆矢となり、當に其缺乏を補填せる而已にあらざるは小生の信して疑はざる所に有之候、小生は未だ貴著を通讀するの餘暇を得ず候間詳細なる批評は致兼候得共貴兄の兼てより斯道に通曉せらるゝこと、並に斯事業の實驗に富まるゝこと、唯此二つを以て推度候ても所論の精確にして材料の富饒なる殊更云はでものことに可有之候。又貴兄か此書を編述せらるゝに當り参照せられたるは孰れも歐洲大陸に於ける斯學の泰斗として世人の尊崇する人々にして特にクローネ、スタルケ、ホルツェンドルフ、ヤーゲマン等の名を聞くだに貴兄の涉獵の宏博なるを推知すべく、況して世人か動もすれば陥る所の彼の先輩拜崇の弊の如きは露程もなく、如何なる碩學大家と雖ども其所論の不可なるものは會釋もなく排斥し、卓拔の見識を以て斬新なる論理を闡明せられ候段は小生が一閱したる部分丈けにても確かに認了し得られ只管敬服

する而已に御座候

我が監獄は最近四五年の間に頓に進歩致候ことは御同慶に御座候得共尙は精査候に、其所謂、進歩は多くは唯形骸に止まり、神髓を得たるもの鮮きは實に遺憾に不堪所に御座候、分房制は嘗て各地方とも何つれも或る程度に於て試験的に實行しつゝあることは御承知の通に有之候、然るに此分房制の要義に關してすら監獄管理者の腦裡に明確なる見解を缺くは寔に痛惜の至に御座候、今日まで小生の聞き得たる所に依れば分房制實施の効果に關し當該官殊に典獄の云ふ所は殆んど異口同音に出て、何れも囚徒、之か爲めに苦み、隨つて懲戒に效ありとの事に有之候、此一言は極めて單純なるものには候得共全く分房制の本旨を誤解し隨つて又之を誤用せるとは明かに徵證し得らるべくと存し候、畢竟、分房制の要義は罪惡の浸染傳播及び増大を防遏するに過ぎずして謂はゞ消極的の効驗あるものに有之候、若し囚徒之に苦むか故に效驗ありと云はゞ是れ分房制を以て一種の懲罰法と爲すものにして分房制の本旨と相去ること天淵も音ならずとも可申歟、勿論此れは唯分房制に關する些細なる一例に過ぎず候得共唯此一事を以てしても、分房の外形を具ふる丈にて其精神は未だ全く乗り遷らざるものと斷定し得べくと存し候

監獄に關する諸般の事項を仔細に吟味するときは此類の誤謬甚だ多く前途のため轉た杞憂に堪へざる次第に御座候。畢竟監獄の學理未だ判明ならず、又は既に判明なるも之を實施するに當り能く咀嚼融液せざるの致す所に外ならずと存候。元來理論と實際とは決して相背馳するものに無之、若し桎鑿相容れざるが如きことも有之候はゞ是れ其理論自身の正確を缺くか又は應用其宜しきを得ざるか、二者必ず其一に居るべき筈に有之候。今日監獄の實況果して前段例示したるか如きものに候はゞ今の時に當り監獄の精理を闡明

すると同時に之が應用の次第を説示し、監獄管理の當局者を指導するは最も必要の事業に可有之存候貴著は殊に此の點に注意せられ監獄學の名を以て管理術の實を兼ねられ候は小生の最も喜ぶ所に御座候敬具

● 格氏監獄學講義 (第二回)

八木 秀太郎 譯

第二條 犯罪人

〔一〕人民の各階級は男女老幼職業身分及宗教の差別あり又多少の程度を殊異にすれども悉皆犯罪に干與せざるはなし女性に犯罪に關し男性よりも著く優等の地位を占む其故は風俗、家庭の風紀、生活上の習慣に依て犯罪の危険あると少ければなり獨逸國に於ては刑事的責任ある男子十萬人に付處刑者一、六九四人女子十萬人に付同上三六一人の比例なり是を以て男子の犯罪數を一〇〇と假定すれば女子の犯罪數は二一となるなり(原註徵兵令違犯者の員數は此計算に入らず)然れども此比例數は罪質に由て變動あり獨逸國に於ける左記犯罪に就ての女子犯罪數は賣淫媒合一五二贓物隱匿五六輕竊盜三九侮辱五三謀殺三三重竊盜一四危険なる身軀毀傷六、四無知覺者に對する暴力の姦淫〇、六五なり刑事的責任ある者を年齢に依て十二歳乃至廿一歳の幼年廿一歳乃至四十歳の壯年四十歳乃至六十歳の成年六十歳以上の老年なる四階級に區別するときは最有爲なる年齢は善惡ともに優者なりとの心理學上の推理を刑事統計表に依ても證明するなり獨逸國に於ては同年齡の普通人民(諸註兵員に對して云)十萬人に付十二歳乃至二十一歳の第一級者八七四人二十

一歳乃至四十歳の第二級者一四七人四十歳乃至六十歳の第三級者八六四人六十歳以上の第四級者二七八人の處刑者あり

右の計數を一層分解するときは左表の如し

處刑者百人に就ての	同上	刑事的責任ある人民百人の
年 齡 別	百 分 比 例	百 分 比 例
十二乃至十五	三、二	八、七
十五乃至十八	六、三	八、三
十八乃至廿一	一一、六	七、五
廿一乃至廿五	一四、〇	八、七
廿五乃至三十	一六、六	一〇、八
三十乃至四十	二二、九	一八、一
四十乃至五十	一五、一	一五、二
五十乃至六十	七、一	一一、一
六十乃至七十	二、七	七、八
七十以上	〇、五	三、八

男女の犯罪數は年齢別に依て相異なる所あり女性に在ては四十乃至六十の高年に至ても強壯なる年齢に比

し犯罪數格別減縮せざることは是なり壯年時の犯罪數を一〇〇とすれば其他の年齢別の犯罪數左表の如し

男	十二乃至廿一	廿一乃至四十	四十乃至六十	六十以上
男	六〇、四	一〇〇	五九、七	一九、二
女	五九、四	一〇〇	八五、七	二六、〇

〔二〕刑法上幼年者(十二歳乃至十八歳)の犯罪に干與するの多少は無條件及條件付刑事無責任上の規定如何と裁判上刑事無責任の見解如何とに由る凡無條件刑事無責任の年齢を低下し又は條件付刑事無責任の年齢を上昇するときは刑法上幼年者の犯罪數は必増加せざるべからず此一事は帝國刑法施行の後統計上明瞭なるに至れり獨逸各國の最多數に於ける従前の刑法に據れば刑事無責任の年齢十六歳なりしを帝國刑法は改て八十歳に上昇せしに刑法上幼年者の處刑を受けるもの順に其數を増加せり裁判上の一要件たる辨別の解釋を寛濶にし監獄よりは寧強制教育に付托するの習慣を生ずれば刑事統計上幼年者の員數減少するに至るべし幼年者の犯罪は殊に財産及風俗に對するもの並放火を多しとす成年者の犯罪數を一〇〇とすれば幼年者の犯罪數は總鉢に於て五二となり輕盜盜一三二重盜盜二一二風俗罪一一八放火一七三となる

〔三〕刑事上の審理を経たることある人員中家族なき者即未婚者離縁者離婚者は男子に於て概して家族ある者(結婚者)より多く女子に在ては獨身者と有配偶者との犯罪人員殆ど均一なり卅歳以上には結婚者多數なるも離縁及離婚者に至ては他の二類を凌駕すること甚し乃左表の如し

年齢及家族の關係同一にして刑事的責任ある人口十萬に付處刑者の員數

年齢	男女		未婚者	結婚者	寡及離婚者
	男	女			
二十一乃至二十五	男 三、一四〇	女 四五六		三、五二〇	四、五六七
二十五乃至三十	男 二、九八五	女 四四〇		二、四九四	一、〇〇三
三十乃至四十	男 二、八九二	女 四四二		一、九〇一	四、二三六
四十乃至五十	男 二、一六五	女 三二四		一、四九九	一、〇〇三
五十乃至六十	男 一、二二九	女 二〇三		四四九	二、六〇七
	男 一、二二九	女 二〇三		一、〇一〇	七二三
	男 一、二二九	女 二〇三		二八一	一、三四一
	男 一、二二九	女 二〇三		二八一	三七五

本表に由て之を看れば家族なきことも又家族生活の破壊せらるゝことも共に犯罪の源因となること明なり殊に後者の源因は家族中の弱者即婦女並主として兒童を侵害すること大なり

〔四〕職業に就て觀察するに犯罪に關係することの最多きは其家族をして放縱なる生活に流れしむるか如き種類のものなりとす乃左表に示すか如し

一千八百八十六年處刑者職業別表

職業	總數	百分比	人口中該職業の百分比
農、山林、漁、獵	一〇七、九九〇	三〇、五	四一、五
大なる工業、建築	一三六、三六五	三八、七	三三、九
商、交通	三九、三七六	一一、二	九、一
官公吏、自由職業	四〇、七九四	一、五	三、五
僕	六、一七九	一、七	四、九
專業なき工夫	五、〇三二	一、六	一、三
無職業及未詳	一七、二六四	四、九	五、八

職業の罪質に及す作用は左表に就て之を知すへし

罪質	農、山林		大工業、礦山		商		官公吏		僕		專業なき工夫		無職業及職業未詳	
	獨補家	立助者	獨補家	立助者	獨補家	立助者	獨補家	立助者	獨補家	立助者	獨補家	立助者	獨補家	立助者
漁、獵	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者
建築	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者
交通	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者
官公吏	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者
僕	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者
專業なき工夫	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者
無職業及職業未詳	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者	者

一千八百八十六年の處刑者百人に係る職業別

官吏に對す暴行脅迫	四、一五、三、一、五	六、〇四二、二	一、四	三、五	六、二〇、三四〇、八一〇、〇八〇、三七〇、〇二四、九〇、七一	二、三〇、〇八
偽 証	九、八二七、七	三、六一〇、五一八、四	三、〇	九、〇	三、〇、一、八一、七〇、二二	二、九
暴力の姦淫強姦等	二、三二六、四〇、七二	七、九三九、一	一、一	三、一	五、六〇、三一一	三、六〇、三三〇、〇三三
危険なる身體毀傷	五、七二九、九	一、四	六、〇三七、七	一、九	二、七	三、三〇、五〇〇、五二〇、〇五〇、三三〇、〇一
竊 盜	三、一二七、八	四、二	三、一二五、五	五、六	一、五	四、二〇、八三〇、五三〇、一八
受寄財物費消	二、七二七、九	一、六	七、九三〇、四	四、〇	四、六一〇、四〇、六六	一、八〇、一六
贓 物 隠 匿	四、二二七、七	六、一	七、〇二〇、一	九、六	七、一	三、五二、二、一〇、五三〇、三〇
詐 欺	三、三二〇、三	一、五	七、二九五、五	二、七	九、〇	八、七〇、七九
不 當 射 利	二、四七、一	—	九、五七、一	二、四四五、二	—	七、一
放 火	六、二四三、一	四、五	八、二八七	二、四	二、三	—

十二歳以上の人口百人に係る職業別

七、三八、九一五、三	七、〇二三、三三、六	二、二	二、八	四、一	一、八	一、七	四、七	〇、二	〇、八	〇、五	四、三	一、五
------------	------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

〔五〕犯罪人の住所に就て觀察するに生活の資を得ること理學上又は社會上の原因ありて困難なる貧窮地方は富饒なる地方より多數の犯罪人を出すこと疑なし

帝國刑事統計は獨逸國の各地方に九十九迄の番號を付して其犯罪に干與するの比例を示せり一例を擧れば

普漏十國東部地方は遙に西部の下に在り乃プロムベルヒ、グムピンチン、オッペルン、ダンチヒ、マリエンウエルデル、キヨニヒスベルヒ、ポーゼンの諸縣は一乃至六及九なる最多犯罪數を示し高番號を有するに反してコブレントツ縣は八十三號ツラセルドルフ縣は七十一號キヨルン縣は七十七號トリール縣は八十八號アーヘン縣は九十四號と云か如き低番號を有せり

〔六〕宗教各派の信徒は犯罪の關係上畧平均を保てり(少くとも獨逸國に於ては)

處刑者百人に付

耶蘇新教

五七、四

同 舊教

三九、九

猶太教

一、〇

刑事的責任ある人口百人に付

新教信者

六二、七

舊教信者

三五、八

猶太教信者

—

信教は犯罪數に對して顯著なる作用あらざるか如し然れども較、新教に利ありと云へきか

第三條 機會的犯罪人習慣的犯罪人營業的犯罪人

〔一〕犯罪者の一大部分は既に前に法律に違犯して處刑せられたるものなること事實なり帝國刑事統計表の

證明する所に由れば凡帝國法律に對し重罪又は輕罪を犯したるか爲に處刑せらるる者の一〇〇分の三〇は現に前刑あり就中男子は一〇〇分の三一女子は一〇〇分の二二刑法上男女幼年者は一〇〇分の一五なりと此比例數は罪質に由て甚き差異あり其高きは官吏に對する暴行脅迫一〇〇分の四四詐欺一〇〇分の三七謀殺及脅迫取財強制及威迫一〇〇分の三五受寄財物費消及重竊盜一〇〇分の三四偽證一〇〇分の三二暴力無知覺者姦淫等一〇〇分の三〇にして低きは嬰兒壓殺一〇〇分の三、七輕破産一〇〇分の五詐欺的破産一〇〇分の一六等の類なり

又刑法上重罪の處刑者中に前刑ある者特に多く而して此等の徒の受たる前刑の數甚夥きことも亦事實なり
 普偏土國行刑獄一千八百八十六七年度統計表の記載する所左の如し

處刑者	男		女		計
	數		數		
内懲役刑禁錮刑若は拘留刑の前刑あるもの總數	六、二二七		一、二六四		七、四八一
一回前刑ある者	五、一七八		九八二		六、一六〇
二回前刑ある者	七三九		八九		八二八
三回乃至五回前刑ある者	七〇八		八八		七九六
六回乃至十回前刑ある者	一、七七六		三七八		二、一五四
	一、三六七		二八七		一、六五四

十一回以上前刑ある者(禁錮刑及拘留刑を合し四十回乃至五十回の犯數に至るもの數からす)

前刑刑期別

三月以下	一、六六五	三一八	一、九八三
三月乃至一年	一、一八九	二六六	一、四五五
一年乃至五年	一、八九四	三三三	二、二二七
五年以上	四三〇	六五	四九五
計	五、一七八	九八二	六、一六〇
前刑ある者最後刑滿期以來新犯罪ありたる迄の時間別			
三月以内	一、〇九〇	一九七	一、二八七
三月乃至六月	一六八	一三五	九〇三
六月乃至一年	九四九	一九〇	一、一三九
一年乃至二年	九六五	二一一	一、一七六
二年乃至三年	五〇二	八七	五八九

三年以上……………
 計……………
 曾て懲役刑禁錮刑若は重拘留刑に處せられたる者の處刑者總數に對する百分比例……………

九〇四	一六二	一、〇六六
五、一七八	九八二	六、一六〇
八三	七八	八二

〔二〕右の事實は各開明國に於て益々顯著なるに至りたれば萬國會議は決議して云重犯を撲滅せんこと、是則監獄問題を解釋するものなりと、(譯註本書には從來の再犯を重犯と稱す)

尋て犯罪人に就て道徳上の區別を立て機會的犯罪人及習慣的犯罪人の二種となし後者を指して社會に一層危険なるものと稱せり蓋此二事は多分實際に合へり然りと雖も誇張するは不可なり

夫前刑なるものは設令其回数を重ねるも未以て習慣犯罪人の特徴となすへからず其前刑の多數同一の犯罪に係るときも猶且然りとす一例を示さん茲に衆多の職工あり一年中一定の季節に限り引續て職業と所得とを有す若し無職業の期間久きに渉る職業繁多の際貯蓄したる金品消盡して經濟上の困窮に堪ざるに至るときは彼を驅て財産犯罪に抵らしむ若し年々此の如き職工困窮の餘窃盜を行ふこと一再に至りたればとて之を目して習慣的犯罪人とは謂へからざるなり若し無職業の時間期を愆らす經過するときは彼復何を苦てか盜を之れ爲さんや

又前刑あらざればとて必しも機會的犯罪人とは謂へからず偽證者詐欺者身體毀傷者及風俗犯者の中には僅に一回の受刑あるに過ぎざる習慣犯罪人(最廣義に解して)甚多數なると確乎たる事實なり故に犯罪人を區別して思慮もなく一時個人的又は社會的の現狀に制せられて犯罪する者精神上身體上又は經濟上の弱點に依つて常に法紀の檢束に衝突する者故意に或は利害を辨別して法紀に違犯し若は犯罪を職業の如くに濫行する者の三類となすと較べ適切なり前者は危険ならず中者は煩苛なり後者は國家の法紀と合一せず (未完)

教 誨

● 教誨に就て見聞せし事 原胤昭

余試みに一二回貴紙の餘白をかつて教誨師たる吾人の注意すべき事どもを綴りしは小補をきにあらすと聞き重ねて余か監獄教誨及び基督教教誨に就て見聞せし事を書き列らねたり請ふ讀者は之に就て尙余れを教ゆるに吝かなる勿れ

譽らるゝ説教

ナルネー氏曰く散會後來聽者か互に顔を見合せ語を交へ其日の説教者を譽めつゝ歸り往くときは未だ最上の説教と謂ふへからず、會衆何となく眞面目に思案しつゝ家に急きかへりて獨り密室に退隱せんとするときの説教こそ即ち最も有力の説教と謂ふへけれ

よろこばれる教誨

道語體と云ふよりも今一段下品に講釋情話めきて英勇又は俠客傳なぞを引用して演ずれば必ず聽者は耳を立て、聞き且つ云ふ今日の教誨は面白かつた今日のやうな教誨ならば毎日聞いてもよいと斯かる教誨に教誨の目的を達せらるゝ望ありや否な。

小女の批評

一小女基督教の會堂にて説教を聞いて歸り母に云へり阿母よ私は内に來てくれたさつた時は牧師さんを好きですが會堂で説教なるときには牧師さんは嫌ひですと母のゆゑを問へば小女は答へけり 牧師さんは説教のとき何時でも人を御叱りなされるから。

説教の要旨

シドニースミス氏曰く説教の要旨は人民か斷へす忘れんとする事を斷へす懐ひ出さしむるに在り人智の

欠點を補はんとするに非ずして薄弱なる決斷を剛正ならしむるにあり、

催眠的説教

或る教會に説教のとき屢々坐眠する一人の老人ありしかば牧師某君常に之を不快に感じ一日面前にて其の非を詰りて貴君は説教の前によろしく薄荷を懐にして可ならんと云ひけるに老人は平氣にて、いなとよ予れば足下こそ説教をなさるときに薄荷でも目につけられたらんにはと思ひつゝありと

華々敷説教

或日一會堂にて滔々懸河の雄辨を揮ひて説教をなせし壯年牧師ありけり或人其の席にありし老牧師ホル氏に君は今日の説教に就て如何に思ひ給へりやと尋ねしにホル氏微笑しつゝ云へり甚だ美はし、左れども人は花に由りて生を保ち難からん

御役目の講談家

マシロン氏曰く予は吾か爲めに語りて彼れ自身のために語らず吾か救を求めて彼れの虚榮を求めざる誠實なる説教者を愛すた、思想の服裝として言語を用ひ真理と徳を予へんが爲めに思想を用ゆる人の説教こそ實に聴くに堪へたり之に反して庸醫かろの藥をも平凡なる人の衷情靈魂とにまで感銘せしむ

問 答

●如夢居士に答ふ

夢 幻 生

刑事訴訟法第八十八條の解釋如何に就てと題し如夢居士なる論者よりは是非を世に質されたり而して第一説第二説と各其理由を記述して居士は第二説に左擡すと云はれたり予輩不肖居士か此解釋に首察する能はず聊か所見を述べんとす抑も密室監禁なるものは居士か云ふ如く事實發見の爲め證據の煙滅を防ぐの目的に出づるものなること刑事訴訟法の明かに規定する所にして此點に付ては何人も疑を存せざるなり左れば此目的を達せしめんか爲め密室監禁中は豫審判事の允許を得ずして他人との接見又は書類物品の授受を許さざると又素より正當の處分と云ふべきなり而して此又はの文字如何なる意味をか有する云はすして其上文の意味を受けずして下を起すの意たること知るべきなり故に本文の解釋は疑ひもなく密室監禁中は豫審判事の允許を得ずして他人と接見し或は其官署と他人たるを問はず書類其他の物品の授

賣らんとするか如く其の談話を卸賣する御役目の講談家は世に憎むべきものはなし

長たらしき説教

ルーナル氏曰く或人々は餘りに長たらしき説教によりて人の心を倦ましむるは人の物を聴きとる能力の實に柔軟にして倦み易く疲れ易きものたるを辨へざるに由る

熱情的講談

チャニンング氏曰く基督敎仲間にありやすき多辯なる説教又熱情的の講談を將てイエスカ毫も喝論大言せず諄々手たる靜容と周密なる思慮に較へ來るときは予は實に其の間大なる差隔あるを見る、又一日火の如き熱心家と見ゆる人か必ずしも基督敎の代表者に非ざるを知る

福音宣傳者

フエチロン氏曰く予は望む福音宣傳者か其の聴衆に對するに朋友の熱情と父の寛仁と慈母の温愛とを以てせんとを

神の人

エマルソン氏曰く神の人は古往今來たへす人民の中に住み人民と共に歩みつゝ其の高大なる使命をば最

受を許さざるの精神に出でたること予輩の信する所なり乍併監署より定例の被服臥具及び食物を給與及び授受する等は素より本文の規定外たるべきこと勿論なり然りと雖も従前兼て許可したる看護書籍其他苟くも監署か認めて許可したる書類物品と雖も密室監禁中は豫審判事の允許を得るに非らざれば監署自からと雖も之を授受すへからざる性質のものなりとす是れ何とんれば密室監禁は豫審判事か特有の職權に屬すへければなり問者以て如何とす

●山陽旭水生に答ふ

晚 山 生

監獄雜誌第五卷第四號に於て山陽旭水生なる識者あり上訴工錢の費途に就てと題し控訴院所在地の監獄に移されたる控訴囚にして裁判確定後其監獄に於て服役中の工錢即ち給與錢を除却したる餘分は矢張之を控訴院の所在地の監獄の收入となせるは監獄則第廿二條后段「餘分は監獄の費用に供す」とあり旁以て該移送囚の費用は一四一日貳拾錢の割を以て原地方廳より支辨するにも拘はらず其工錢の餘分を原地方の監獄費用に供せざるは如何なる理由に依るやとの質問を掲げられたり予輩左に是れか答辨を試みんとす監獄則第廿二條の規定する定役に服すべき囚

問答

人の得る工錢より各其給與錢を除きたる餘分は監獄の費用に供す云々とあるを嚴格に解釋するときは問者か云ふ如き疑問は到底之を免かるを得ざるか如しと雖も現行の會計法に由れば監獄の收入を以て直ちに其費用に供する如きは豫算法の許さざる所にして收入は其如何なる性質の者たるを問はず一旦之を混合收入し翌年度々の支出に宛つるに至るは國庫費及び地方税の區別たるを問はず皆然らざるはなし然れば監獄費地方税支辨の今日其地方經濟こそ異にすれば監獄の收入は之を監獄の費用に宛つること能はざるは勿論なり監獄則か雇工錢の餘分を以て監獄の費用に供すと規定したればとて到底之を實際に施行する能はざるは問者と雖も異義なかるへしと信す然れども彼の移送囚に就ては原地方より費用を支辨しつゝあるにも拘はらず該囚より得る所の收入即ち工錢の餘分は之を控訴院所在地の監獄の收入とするは少しく穩當を失するやの嫌なきにあらざると雖も元來貳拾錢なる控訴囚の費用を以て該囚に係る總ての費用を償ふことを得るやと云ふに予輩其之を償はるに足るへしとは答ふる能はざるのみならず常に却て其不足を訴ふる者なるを從來の經驗上之を知得せり然り不然ん記して答ふ

●五三史の質問に答ふ 西陸勳獄生

(1)看守の看守部長に對する看守部長の看守に對する禮式云々に付て
答上官に亞くの禮式を行ふものとす所謂上官に對する禮式を行ふものなりと云ふにあり

理由(廿五年二月内務省訓令第一號)看守部長は看守の上班とし看守長に亞くの待遇を受くるものとすとあり之れに依て考按するに看守部長は看守たるも勿論なりと雖も部長の職たるや看守長と看守の中間なる一の職制に外ならず看守部長は看守長に亞くの待遇を受くるものとすと云ふ點を理由の根據とし論し來れば看守は看守部長に對し看守長に亞くの禮式をなさざるへからず然りと雖ども上官に亞くの禮式法なき故に矢張上官に對するの禮式をなさざるへからずと云ふ所以なり

(2)看守部長は看守に對し指揮命令又は訓授するの權ありや
答看守部長は看守に對し指揮命令又は訓授するの職權あり

問答

足を告ぐるありと雖も當局者の認定に出て規定せられたる上は止むことなし其過不足は拘禁地の負擔に歸すへきは勿論なり原地方より支辨する費用既に過不足を計るへからずとせんか其移送囚より生ずる收入を以て拘禁地の收入に歸せしむる其便宜上に出てたること又以て知るへきなり便宜上の規定既に然りとせんか又如何とすへからざるなり要するに問者か疑問は地方經濟の區分上一應は最も次第と信すれども行政上の便宜止むを得ざるなりと答ふるの外予輩は其理由を發見し能はざるなり問者以て如何と爲す

●答如夢居士質問 在樺戸 岳裏生

名士如夢居士の質問あり題して刑事訴訟法第八十八條解釋如何と言ふ載せて監獄雜誌第五卷第六號に在り今之れに答ふるに吾人は喋々喙々辯を要するを用ひすして其所說中第二說即ち密室監禁の言渡を受けたる被告人は他人と接見し又は書類其他の物品を授受するは豫審判事の允許を得されは之を許さすと雖ども監獄は其中に含蓄せざるものと解釋するは正當と思考す是れ唯り吾人が私解釋に止まらず全國幾多の監獄も實際上亦之れと同一の手續に出て居るな

理由(右今年全月全省全號訓令)戒護上の監督を補助せしむる爲め看守部長の職を置くことあり夫れ戒護上の監督を補助するには看守に指揮命令せされは能はざると無論なり若し指揮命令するとを得すと云はゞ筆墨を興へずして書せよと命するに異ならず右訓令は徒法に屬し看守部長は恰も暗夜の影坊主のみ冗員淘汰の今日我か政府豈に暗夜の影坊主を按出せんや

又看守部長は初め監獄支署のみに置くことを定められたり之れを按するに小監獄支署の如きは監獄書記兼看守長の支署長一人にして他は皆看守雇吏のみの支署なきを保せず否な本年四月己前は現に斯る支署ありたり之れ等の支署にして署長欠勤の場合には恰も航海船の磁針を失ふに等し忽ち困難を來すとあるへし依て之れ等の場合に際し看守部長は戒護上の監督を補助せざるへからず取りも直さず戒護の監督をなすものなり支署のみに限らず看守長數人ある監獄なりと雖ども悉く欠勤の場合に於ける亦全し左すれハ前云ふ如く看守部長は看守に指揮命令又は訓授するの職權を有せされは能はず依て看守部長は看

守に指揮命令又は訓授するの職權ありと云ふ所以なり
 ③指揮命令とは實際に於て區別なきとなしと雖ども指揮と命令の語調共に嚴格なる語調なれば余は解すらく指揮は即ち命令なり命令は即ち指揮なりと他に云ふとなきか如し
 右答解の中せされは本誌受讀の諸賢御示教を乞ふ

雜 錄

●監獄巡閱内規を勵行し獄務の監督を嚴にすへ

昨廿六年十二月監獄巡閱内規を改正し其第一條に內務大臣は所屬官吏をして少くとも毎年一回全國各監獄を巡閱せしむることとせられたり蓋し監督を嚴にし獄務の改良進歩を謀らんとの趣旨に外ならざるへし而して余輩獄務に従事する者をして大に將來の希望を多からしめたるも今日の狀況に就て推測する時は此美法も或は空文と化し去らんとするの憾なき能はず何となれば各一區の巡閱には少くとも六七十日を要すべく而も全國五區を悉く巡閱せしめんとすれ

は常に若干の巡閱官は發遣しあらざるへからず然るに本年も既に其半を経過したるに巡閱を了したるは未だ一小部分に過ぎざればなり今より此内規を實行し規則は恪守すべきものたるの摸範を示されんとなれば速かに二三巡閱官を派し實際の調査を遂げられたし然らざれば如何に緻密且至嚴の命令を續發せらるゝも其實功を見ると難かるべく且監督廳自から規則の實踐に躊躇するか如きとあるに於ては終に獄務の改良は望むべからざるへし依て一旦其必要を認め公示せられたる以上は必ず之を勵行し規則は文字に過ぎざるとの感想を懐かしめ之を輕侮するの傾行を生ぜざらしむるは監督上必要條件にして事業發達の上にも亦欠くべからざるや明なり以上述ふる所素より巡閱にのみ止まらず萬般に斯くあらざるへからずと雖も余輩は其第一着として巡閱内規の峻嚴なる實行を望むのむなり

●谷治達門師の處感を讀む

樂善 居士

前號紙上谷治達門師の高説を讀みて深く感ずる處あり只憾らくは在監人の家族を保護するの必要に師の

論及せられさりし一事あるを是を以て蒸言を列ねて師及江湖の注意を乞はんと欲するも固より既に普く知れ渡りたる陳套の論旨なれば單に題目を掲げて擲筆せんとす然れども此僅々たる數文字中に無量の感概を罩めたれば其心して深く玩味せられんとを切望せざるへからず曰く再犯を豫防するの一大要件は家族をして饑寒の窮境に陥らざらしむるにあり家族の救助は成るべく陰然たるを要す且成るべく現金の施與を避け男女老幼に各相應の業を授け病者は施療すべしと

●大文學者と瘋癲 歐盟 閑人

以多利の大學教授ラムブローザなる人曾て表題の如き一書を著して大に世人の注目を惹きたるとあり嗚呼世人の最敬重し中には一世の泰斗として仰望する所の大智囊と世人の最賤視する所の瘋癲者との間に何等の因縁かある一見殆ど笑ふべき談の如しと雖も熟々查察するときは如何にも不可思議なる種々の關係あるを發見するとにて只奇と呼び怪と喚ぶの外あらざるなり英國の大詩人シェークスピアも謳ひて 詩人の眼は美き瘋癲に廻轉し

と云へるにあらざるや然れば決して今に始まりたる新奇の議論にはあらざるへし既に哲學の鼻祖たるアリステテレスも血液の劇しく頭首に昇騰するに由りて詩人豫言者及巫女になる人多し例へばソラクスのマルクス如し是人は狂疾の發作する場合には美句をなせしも精神沈靜するときは毫厘の詩人的賦性あらすといふ云へりブラーテンは勇士の事績を美妙なる詩句を以て謳歌すへき情火をば一種の喪心なりと云へりパスカルは天才の最上極度は瘋癲に近しと云へり現に幾多の才子は幻視幻聽を患ひ久しく發狂せるもありたり故に近時の學者は天縱の宏詩才は一種特殊の神經狀態にして喪心に近き現象なるへしと思惟し頗る研究する所ありたり
 天稟の才人にして自己の胸中を透視せんと努めたる者あり其所言に由れば詩人的の興奮、猛烈ならざる發熱の如し其狀宛かも炎燒する薪棚を震蕩して火焰の迸出するか如く不隨意且迅速に滾々たる意匠湧起するものなりと
 天才者の作業中に生出せる珍事奇談は非常に夥多なり夢中に作詩排句せる者の例は指を屈するに遑あらざるなりウォルテールは天才の諸行動は靈智(禽獸魚)の習

云ふ)の所爲なりと云へりコルチイユはホラチウス兄弟の行爲を評して猶鳥類の巢を營むか如しと云へりタッソンの詩思發動せるときは悪靈にても憑きたるもの、如くミルトンは其頭を長椅子の枕に沈めホッセルは其頭を温き布を以て包み寒冷なる室内に閉鎖しロッシニは蔭中に在りて作節しルソンは頭を覆ふとなく炭熱燻くか如き日中散策して其際思想を聯成せりかれといひこれといひ皆狂人の所爲と酷罰する所ありと謂ふを得へきか如し要するに凡そ天稟の肇造的宏才ある人の情念は劇甚にして其感覺は時として病的かども思はるゝまで深刻なることあり是は狂疾の生長する園圃と其趣を同ふせり且や大才宏識の學者は一方に偏すると多く其學識も頗る狹隘にして終身一定の範圍を脱せざるものあり是は往々唯一の思想に驅られて懊惱する「モノマニー」と稱する狂人に異ならざるにあらすや故に大秀才及精神病者の一旦思ひ込みたるを斷念せしめんとするは均しく大難事に屬する所なり

又天才者の血族に癡癡者白痴者及發狂者多きとも現然たる事實ありリシユイヨの姉妹は其春の水品なるやうに思へりヘーゲルの姉妹は小包郵便物に變

秀才と癡狂、英雄と癡狂是等は皆深く研究すへき問題なるへし尙ラ氏の原書を一讀せられなは種々面白き事柄を發見せらるへし

●德川氏刑制論 (承前)

汎例

一 被刑者罪の輕重に依り區別あるは素より論なく其取扱順序に至りても既に南、北兩町奉行所に於て自ら少々の差あり是慣例を墨守するに因る況や京大坂其他各地方奉行所に於てをや今是等區別を逐一列舉せんか徒に煩雜に亘るの煩あり故に之を省き本編は則ち編者某か親く檢當せし南町奉行所の例を元とし之を示すなり蓋以外の應制概ね大同小異に止るのみ讀者之を諒せよ

一 幕末文久中に至り關係の官吏肩衣を廢したることあれども蓋幕府盛時の例にあらす故に書中記する所其盛時に隨ふ他事皆然りとす

一 凡そ南北町奉行所に於ては遠島以下は其番所吟味席即白洲に於て奉行自身宣告するを例とす組與力及目安方(奉行の家來)之に侍座す白洲に若同心二人警固す之を踰躍同心と云ふ死刑は檢使與力をし

化せりと信せりニコロニーの姉妹は兄弟の侮神的言行に由り天の冥助を失ふへしと迷信し再三之を殺して自己の不幸を免かれんと欲せりラムプの姉妹は癡狂の發作に際し實母を殺せりカル第五世の母は喪心なりしヘートウエンの父は酒亂なりしパイロンの母は白痴にして其父は品行不修且性質驕傲廉恥を知らざりしショペンハウエルは一奇人にして自殺を以て身を終れり又其伯母及祖父は狂人なりしメルカデンテドニゼッチーウラルタマンアニー等の子は發狂せりウイルマインの父及兄弟カントの姉妹も其運命を同ふせり

右の如く數へ立つれば殆ど枚舉に遑なし古來英雄豪傑の多くは一種の精神病に罹れるものなるへしとの説あり是に至りて吾人も頗る判斷に苦む所なき能はざるなり夫の自己の名譽心に驅られ又は無事に苦しむの餘漫に事端を開き萬千の生命を之か犠牲となして毫も意とせざりしものは如何又自己の名利の爲めに國家の榮辱安危を顧みざりしものなきにあらす是等は皆常人の忍ふへからざるを能く忍ひたるものなり兇惡なる犯罪人の人を殺し財を奪ふの殘忍も亦精神病態なる者の爲し能はざる所なり犯罪と癡狂、

て半屋敷に臨み宣告せしむ

但目付立合吟味の節は一般に奉行自ら宣告して檢使も徒目付、小人目付立會となるなり

一 右宣告奉行自分執行したる者は刑人をして與力吟味席にて遠島以下は受書を出さしむ與力面前にて

(目付立會の節は徒目付、小人目付立會)讀聞かせ

平民ハ拇印侍分及ひ格式ある者書判を採り又差添

人(名主、家主、役人、親族の類を云ふ)之に連印せ

しむるを法とす

一 左記の七日は都て刑の執行を停止す

毎月八日、十日、十二日、十四日、十七日、廿一日、廿

四日右は將軍家代々の忌日なり其他臨時は大祭祝

日及び大祭祝日の前夜とす

一 身分に依て區別ある扱方

旗下及び目見以上の士及び有位の神官僧侶は吟味

席を殊に座敷とす獄は揚座敷に幽す士分の着服は

紋附時服、麻上下、僧徒は無地の時服、獄に幽する

者法衣は脱す

鬘斗目以上、目付以下の士は上椽(疊椽)寺格ある

住僧、社格ある神主、檢校之に準す、獄、揚り屋着

服同上、幽囚の徒法衣を脱す

一 凡そ南北町奉行所に於ては遠島以下は其番所吟味

席即白洲に於て奉行自身宣告するを例とす組與力

及目安方(奉行の家來)之に侍座す白洲に若同心二

人警固す之を踰躍同心と云ふ死刑は檢使與力をし

肩書

何誰

鬘斗目以下の土及僧侶、神官、勾當等の落椽着服、獄全上以上在獄者は皆羽番繩。足輕以下庶人は白洲砂利、獄は牢舎、着服は足輕及家持町人、羽織袴、地借町人、羽織白衣、店借町人白衣

但預けものは同上、牢舎者は足輕以下一般白衣、染繩を掛け(俗に横目繩と云ふ)小手は許し置き足ははたなり
手鎖又預け者は白衣懐中にて手鎖す

第一 阿責

本刑は正刑中の輕罪にして叱り、急度叱りの別あり阿責の宣告を受けて放免す
奉行白洲に於て之を申渡し與力吟味席にて請書を取る差添人之に連印す

第二 押込

押込は二十日以上一百日以下門戸を閉し幽屏するなり百ヶ條定書に曰く

從前々之例

一押込 他出不爲仕戸を建寄置

申渡し及請書差出し等阿責に變る事なし日數滿れば掛奉行呼出し左の宣告をなして放つ

其方儀日數相立に付押込差免す

第三 敲

敲は庶人男子の刑にして土、僧侶、婦女に行はず百ヶ條定書に曰く
享保五年極一敲

牢屋門前にて科人の肩、脊、尻へかけ脊骨を除き絶入不仕様、檢使役人差遣、牢屋同心に爲敲可申候事但町人に候は、其家主、名主、在方は名主細頭呼寄敲候を爲見候て引渡遣し無宿の者は牢屋門前にて拂遣す(後年佃島人足寄場或は佐渡に遣ることなる)

敲には輕重あり只單に敲と申渡し答五十を加ふ重は重敲と申渡し答一百を加ふ犯人未決中は牢舎す然れども事故ありて牢舎せざる者は落着即ち宣告を受くるに當り先つ入牢申付る」と宣告し(俗に鞘くうりと云)而して後本刑を宣告するを例とす

落着の前日奉行所にて檢使與力を定め立會の儀を御目付へ通し其當日とすれば奉行所白洲に於て奉行宣

囚獄へ

告をなす檢使與力は(南町奉行所なれば則南與力一人北なれば北組同斷)繼上下を着し奉行陪席として裁判席其次の間斜に着座宣告すめは檢使出役は「檢使出役」と唱へ一禮をなす奉行は例の如く勤められよと會釋す其命を受け檢使は直に牢屋敷へ出役す囚人は警固の同心及び牢屋同心諸共非人繩取り牢に送らる

檢使は牢屋表門より入り玄關より昇り囚獄預り(石出帶刀)及び牢屋見廻與力の詰所に至り控居る其内徒目付、小人目付出役す當番年寄同心は出牢證文と唱る奉行調印の證書を持參し牢屋見廻と牢屋預に示し是より敲の用意に掛る

出牢證文書式 (用紙は美濃紙)

何の何月何日入 何誰 歳幾つ 是は何無宿入墨は名前

前文 右之者儀係數由にて此方組廻り同心(又は他より云々)召捕來に付一通り尋之上吟味申入牢後文 右之者儀(罪科を記す)不届に付敲申付之る依何の何月幾日

(奉行) 官名印
(同) 官名

因に記す右證文前文は犯人入牢申付られたる時の文言にして之を入牢證文と云ひ處刑の場合に至り出牢する時は之に後文を書加るなり因て之を出牢證文と云ふなり此印は掛り奉行のみ調印し後一方の奉行調印を求め置き後同囚人の食料賄を調査の證にもなる也

小傳馬町牢屋敷表門前に籠三枚敷き門扉を開き管杖は門の右板扉に立掛け前に小桶を置き受刑人及び引受人等を並列せしめ用意宜しき旨牢屋鍵役より役々へ案内す出役人、囚獄掛り石出帶刀(繼上下帶刀)牢屋見廻與力(羽織白衣帶刀)檢使與力(繼上下帶刀)徒目付、小人目付(白衣羽織帶刀)右諸役次第に玄關を下り表門地覆内に正列して立つ牢屋見廻り下役同心、二人附添地覆外右方に牢屋同心鍵役四人(袴羽織帶刀)左方に牢屋同心打役四人(白衣羽織帶刀)次に當番の本道醫師壹人(白衣羽織帶刀)次に下男部屋頭(一同法被にて)居並ぶ

囚人は腰繩にて繩取非人二人付添詰番の非人小屋頭白衣にて手傳ひ往來を背後に門前籠敷の方に向ひ坐し繩取下男繩を取りて躰踞居る

又四人の後背即往來下水際に牢屋付辻番二人皆白衣にて棒突立番す
 四人の宿及び居町名主、家主又は組頭等は其傍に往來を背後にして見せしむ

斯く用意完く整へは當番鑰役は出牢證文と罪人とを一々讀合せ銘々の名前書肩書并に生月、入牢日等まで改め又掛奉行の名及び今日奉行所にて申渡されたる敵の輕重を問ひ四人銘々之に答へ聊か相違なきを確め檢使に會釋し一人つゝ呼出す下男は聲に應じて刑人を裸體となし其衣類を筵の上に敷き其上に腹匍させ門前に横たへ下男四人手と足へ乗り掛り押へ打役四人の内末席の者出て飾りある笞杖を右手に取り受刑人の前に進み寄り身構して之を打つあり(其器を帶尻と云ふ帶尻は長さ一尺九寸周三寸程、竹片二本を麻苧にて包み其上を紙捻にて巻きたる者どす)打役は一打毎に一つ二つと數を呼ふ打役筆頭少し進み其數を採る尤檢使は勿論立會役人毫も其數の誤りなき様注意す(俗説に賄賂を敷取に贈れば數を減する杯云ふ者あれども役々立會嚴格なれば決して爲し能はざるなり)重敵は五十打、中止して醫師氣付藥を刑人に呑せ下男の部屋頭手桶の水を椀に汲みて口へ

與へ一息つかせ打役交替して殘を打つ其打方凡へて脊骨を除け肩より尻に掛け打なり打終れば直に衣服を着せ其場を立たしめ他の刑人に移る一日に數十人を打つことあり

因に曰く天保の頃多人數を刑せしに輕敵を過り五十打の後一二打を加へて檢使心付き遽かに止めしことありし故に敷取の打役は數に過ちあらんとする時は打つ者を突除け其身を以て笞にあたらしんとする勢込にて數を取ると云へり
 刑人病身又は老年にして尋常の打撃を與へば或は別條あらんと察する時は打役の心得にて寛に打こともあるへし然れども其數に至ては決して恣に増減を爲すこと能はず
 扱處刑濫の輩放免に就ては其者より種々の取扱ありて直に宿元並町役人等へ引渡す者と入墨の上敵に處せられたる者は乾涸の間一夜牢内に留め置く者と無宿者の寄場(佃島)送りの者は警固の同心に引渡すと淺草及び品川兩溜へ預けらるゝ者は其非人直様本繩に掛け引行く者と佐渡へ送るものは牢舎するとの別あり
 本刑は有徳公(八代將軍吉宗)の時耳切鼻うぎの刑を

不なり可べし之に代ふへき仕方を三奉行に命して評議せしめ敵の刑を創む是に於て享保五年四月十二日閣老戸田山城守差圖により當時先手頭火付盜賊改(加役)山川安左衛門掛にて敷寄屋町平兵衛店勘右衛門と云ふもの三笠附の科により始めて牢屋敷表門前に於て五十敵追放に處して代て刑刺に代へたりと云ふ其後延享四年三月十一日町奉行馬場讀岐守の時本刑あり爾後中絶、寛延二年十一月廿六日町奉行能勢肥後守の時前々の通敵御仕置初候旨にて同十二月四日に本刑四人を處し以後引續き行はる

敵と云ふ若右様犯罪あれば月番奉行は牢内取締上、牢屋諸役人まで吟味し且つ關係囚人は一手に吟味するものなり
 其申渡體裁檢使其外の様都て前と異なることなし刑場は牢庭裡門内にて尤在囚多き所にて行ふ矢張輕重あり其數も前に全し然れども其打方強く十打毎に打役交替す
 因に曰く總體大聲を揚げて泣叫ぶ徒は打役自然軽く打つと云ふ之れに替へて黙して堪ゆる者程強く打るゝ氣味あり故に囚人等常に云ふ打るゝ時は大聲を發して泣くに若かずと

寛政六年以後舊に復す
 敵御仕置入用品
 一帯尻二本、筵三枚、手桶一ツ、椀一ツ、
 但一本に付代銀九匁
 刑人一人に付人足出方
 一半屋下男四人、部屋頭一人、繩取下男二人
 横目非人(日付の類なり)小屋頭一人、非人四人

牢庭敵は享保二年町奉行小田切土佐守の掛り遠島申渡され其出帆まで揚屋入の者即濱御殿奉行支配元書物役小泉伊八外二人相牢者差入物并衣類取替又は貴受等の事にて犯罪あり乃町奉行根岸肥前守之を聽斷し一人を重敵二人を敵に致せしことあり之を其起原とす(囚獄手限りの懲戒敵等あれども是れは刑にあらざるを以て之を掲げず)
 (未完)

附牢庭敵
 在牢人若破牢、不穩等の企をなし露見する時は牢庭内に於て囚人見せしめの爲め特に敵刑を科す之を牢庭

●授業手の服制々定に就て
 浪華生

典獄の制服制定、看守長の服制改正は予輩本誌上に於て將た監獄社會に於て噂あると從來屢耳にする所なり而して其理由は種々あるへしと雖も要するに制服は監獄官吏其人をして真正ならしめ其官相當の尊嚴を保つのに供するの外に出でざるなり區々たる服装以て彼等囚徒をして畏服せしむる能はざるのみならず弊衣破履は偶々以て彼等の輕侮を招くの媒介たらずんばあらず内心既に官吏を輕侮せんか如何でか紀律の嚴實を保ち監獄の目的を達するを得んや服制の係る所夫れ斯の如く大なり是れ服制論者の起る所以ならんか予輩曾て典獄の服制々定看守長看守の服制改正の風説は之を聞けり之を聞くと同時に一日も其制定改正の早からんとを望むや大早の雲霓も音ならざるなり然り然れ共未だ授業手の制服を設くるの噂あるを聞かざるのみならず又其必要を説くものあるとを耳聞する能はざるは予輩の平素遺憾とする所なり授業手も監獄官吏構成の一人たるに相違なし等しく是れ監獄官吏にして上官たる典獄看守長看守に制服の必要ありて却て常に囚人に直接せる授業手に服装の一定するなきは予輩其何の故たるを知らざるなり左れば予輩は茲に授業手の制服を制定せら

服装ならざるへからず若し之に反して授業手か囚人に接するに服装一定せず弊服破履或は潤袖袴を穿つあり或は支離滅裂漏縫したる洋服を着し草履を穿つ等の不体裁ありとせんか彼等囚徒は心竊かに之れを輕視するの念を生し之を侮慢し遂に之れを蔑如するに至るの恐れなき能はず是れ目下何れの監獄に於ても囚人の授業手を視るの通弊たるなからんか予輩か平素見る所の皮相の觀察概ね然らざるはなし如斯して授業手の命令行はれ工業上の紀律を確保することを得んや是れ授業手の罪にあらずして服装の一定せざる寧ろ不整備なるの致す所なりと予輩は信せり又目下の制度授業手俸給の寡少は加ふるに被服の自辨たるより弊衣破履は是れ又止むを得ざる所なりとす

要之に全國何れの監獄と雖も授業手の服装一定ならず其自己の私服を着するの制なるより勢ひ劃一にする能はざるは勿論一面俸給厚からざるの結果不誠不知弊衣惡服に陥るは是又免かるへからざる數と云ふへし故に予輩は監獄紀律の上に於て將た授業手を以て其職を盡さしめんとの精神より授業手の服制を新定せられ看守押丁の例に準し給與品とし支給せら

れ看守押丁の給與品と全しく給與の制に改められんことを我當局者に望まんと欲す

監獄官吏に制服の必要なることは世の服制論者の既に評論する所なれば予輩之を略して云はず否之を再論するの要なしと信すればなり故に茲に授業手の服装一定は典獄其他の官吏の服制々定、改正より尙必要にして急務なることを云はん

授業手をして其職務を盡さしむるに利益ある事授業手の職務は分掌例既に規定するか如く農業工業を囚人に教授し其他作業上諸般の事務に任する者にして無職浮浪の無頼漢に職業を授け出獄後就業の道を得せしめ犯罪を再ひせざらんとを期するに外ならず左れば授業手の職務は刑罰執行の方法を達する貴重之責任を有する者と云ふへし之を換言せば監獄作業上の教師たり師傅たる者なり故に授業手と受業囚との關係は工業上師弟の關係と毫も軒輊あるへからざるなり既に師弟の關係ありとせんか囚人は飽迄も授業手に師事せしめざる可らざるは勿論にして授業手は又最も其言行を慎み之か教師たり師傅たるの尊嚴を保たざるへからず此尊嚴を保つての要具ころ其筋の規定せられたる

れんとを我當局者に希望する所以なり若し夫れ給與品目及服地質の如きは看守押丁の準もあり當局者宜しく其間に斟酌して可なり世の識者以て如何となす附言監獄内に使用する所の使丁及馬丁の如きも相當の服制を定め該被服は之を一般に給與せるに非らずや又以て授業手の制服の必要なる所以を知るに足らんか

寄 書

●監獄吏員製作品購買の件

嚴 正 學 人

我國の獄事家中には兼て吏員の製品買取を禁すへしとの議を主張する者あり予の之を聞知するも既に一再に止まらず然れども是は固より不通の僻説なれば別に留意せず今日迄齒牙にも掛けたるとなけれども近頃世に信用厚き常雜誌の紙上にまで記述せらるゝに至りたれば已むを得ず茲に一言せんとす先づ事務の整理上より立言すれば監獄には夫々嚴重なる規定あり故に設令典獄たりとも注問若くは購求せんと欲するときは通常の手續に由るへきと勿論にして其

間に此の不都合あるべき筈なし萬一之れか爲めに不都合ありとすれば是は全く當局者其人の罪なり決して事跡の罪にはあらざるなり又監獄の經濟より云へば吏員一切製品を買取せすと決するときは官司業の監獄に在ては製品の販賣上中々の困難なるへし何れの監獄にても小規模の工業製品は主として監獄吏員の購得を待つと實際の状況にして殊に事理にも適する所なり何となれば監獄の所在は大概市街の邊隅若くは市街の近傍にして商店も稀少なれば吏員に於て日用品を買取するの便に乏し故に監獄の製品を直接に拂受くるを得れば其便利一方ならず且市中の商工に妨害を加ふるの恐れもなし監獄吏員は職務繁劇にして時々遠隔ある市街に出て、購買を辨するの暇もなく且比較的に薄給者多きとなれば監獄より相當の廉價を以て製品を拂下くる位の便利は之あるべきなり間々商人を介して製品の賣渡を辨せしむる向もあれども是は實に無益の手数と謂ふへし特に一度商人の手を経れば幾分か代價も昂くなるを免かれず外國の例を援くにも及ばざれども歐米何れの監獄にも製品の拂下を吏員に禁止する所あるを聞かず之に反して日用飲食料品の如きは殊に廉價を以て吏員に拂

下くへき規定あるを見る位なり(牛乳の類是なり)予は事務の管理さへ整然たれば吏員の製品拂下に此の害もなきのみならず寧ろ成るべく廣く行はるゝ様に勸奨したしと思考するなり反對論者は如何なる理由ありて不都合なるやを明示せられたきものなり事務の順序秩然たるに尙不都合の跡又は少くとも疑ありとは斷して想像だも出來ざるなり反對論者の趣旨はまさか絶對的に不都合なりといふにもわらざるべく多分不整理の際は成るべく遠慮すへしとの趣旨に外ならざるべきか果して然れば根底より弊習を洗除し向後是くの如き究屈論の再現するとなき様ありたきものなり

●獄務統一に付典獄諸君に望む

監獄は國法の執行場たること今更吾人の贅辭を要せず左れば國法の同一なるか如く獄治の統一を要すへきこと又素より論を俟たざるなり而して我監獄事務を料理するに當つては監獄則及び監獄則施行細則其他之れに關聯する規則命令等種々ありと雖も一面明典獄諸君の各其操縦宜しきを得るありと雖も監獄處務の上に就ては未だ完全無缺とは云ふ能はざるのみ

ならず往々甲乙其取扱ひを異にし又は朝令暮改の嫌なき能はざるは吾人の平素常に隔靴搔痒の嘆なき能はざる所なり近來獄務聯合會の開設ある亦偶然にあらざるへし今試みに二三の類例を左に擧ぐれば看守勤務法の如き晝夜分勤の制に據るあり或は一晝夜繼續の舊制を守るもあり又看守配置法に就ても一工場即ち一小區劃内一人に限るあり(責任上より立論する者)或は廣潤なる工場をとり必ず二人以上の看守を配置するあり(非常に備ふる場合より立論する者)從て看守長の勤務上にも各工場を部に別ち各部に長たらしめ其責任を分擔せしむるあり或は此制に據らずして連帶責任とせるもあり其他作業上に就ても看守をして作業日課を扱はしむるもあり或は全く授業手其他の雇員をして取扱はしめ看守は只檢束上の事をのみ掌らしむるもあり又作業日課を日計とせるあり又は月計の制に據れるあり又進んては食費の價否を見るに當り免役日の食費を控除し食物購求を許否するあり或は之れを控除せず其月の過半日數即ち十五日以上給與せし食料に對する食費を以て通算し其價否を鑑別するあり甚たしきは此食費に對する給與錢即ち十分の二若くは四に對する高を以て前

月分の給與錢合計と對比し食物購求を許否するの基本とせるもあり(是れ等は最も因情に關し役囚の利害に關係を及ぼすや大なり)其他製品に付ても原價を以て販賣するあり或は原價の如何に拘はらず評價を以て販賣價格とせるあり又は作業材料及器具器械の取扱上に至つても甲乙異同あり其他是に類する場合實に枚擧に遑わらざるを要するに右等は何れも監獄則及び他の規則命令等の明文以外にして畢竟長官たる典獄諸君各位の意のある所に從て甲乙其取扱振を異にするあるは素より止むを得ざるへしと雖も又以て獄治の統一を闕如するものなりと云ふも敢て其誣言にあらざるを知るへし如何に典獄諸君は皆素養あり且つ經驗を積まるゝ諸君なりと雖も「先入爲主」又は「人誰れか過ちなからんや」の俚諺もあれば如何でか膠柱鼓琴の舊想を墨守するの弊なきを保すへけんや亦一方より觀察を降せは頻々典獄に交迭ある監獄に在ては勢ひ新任者は前任者の採り來りし方針を豹變し自己の信する所を施設するにあらざれば我任終れりと爲さるるやの所謂意氣込心なるものなきやの疑ひなき能はざる場合あるに至つては吾人我

監獄改良の上に於て一大蹉跌を來すものなりと窃に憂慮に耐へざるものあり人誰れか自信なからんや自信素より善みすへしと雖も自信の厚き結果往々自己の身を監獄の王公にし將相とし意見のある所は飽迄之を強行せんと試みるの餘、不知不識舊慣の如何故例の利害得失をも深く研究を遂げずして監獄處務上の改正變更を敢てするか如きは典獄其人の爲め吾人の採らざる所なり況んや以上に例擧したる諸問題の如き今日未だ我監獄社會に確乎たる定論のなきに於てをや

左れば吾人は世の典獄諸君に切に望む所は監獄處務上に就き後日若し改正變更を要する時機に際しては第一先づ確乎たる自己の定見を立つること素より必要にして此定見を以て舊慣故例に變更を加へんと欲せば宜しく其定見と舊制と利害得失のある所を充分餘蘊なく研究し然る後手を降すへきこと肝要にして其議論あるものに至つては主務省に問合せ將た他府縣の取扱振如何を照合し參酌折衷其宜を得んことを敢て僭越を顧みず釋氏に説法の如き希望を述ふることとなせり讀者幸に諒せよ

於て乳養するを許すの精神は予輩其正當且つ法律上の慈悲心に出てたること寔に可なりと雖も其齡滿三年としたるは法律上の規定却て嬰兒に恩惠視過きて寧ろ純正無垢なる幼兒をして知らず識らずの間に於て習ひ性と成り監獄の忌むべき恐るべきものたるを忘却せしむるやの慮りなき能はざらんとす而して一面監獄の經費に於ても多少の増額を免かる可からざるは數の然らしむる所なればなり

前述の如く在監婦女に乳兒を携帶することを許す素より正當なりと雖も監獄則か其最長年限を三年としたるは予輩得て知る能はざるのみならず却て其宜しきを得たるものにあらざるを信する者なり抑も人生れて其齡滿三年とは如何なる時期なりやと云ふに乳養の時期は業に既に經過し去て通常飲食物をさへ給養する所は事足れりとし自由に佇立歩行することを得又少くとも發聲應答の智能を備ふるを以て通常となす謂は、少くも幾分の理解力を有する時期なりと云ふへし此理解力を有する其心の發達初期にして其母と共に監獄内に放置するありとせんか其將來の教育上に關係を及ぼすこと少なからず予輩は常に監獄内の女囚拘禁の場所を目撃する毎に感必らず此携帶

●携帶乳兒に就て

博愛生

目下全國監獄に於ける携帶乳兒の總數は予輩最近の統計を得ず從て之を詳知する能はずと雖も從來の經驗に由れば三百五十名内外の携帶乳兒は常に我國の監獄に拘禁せられつゝあるか如し抑も携帶乳兒なるものは監獄則第七條に該當する滿三年以下の幼兒なること素より論を俟たされども予輩は此第七條の携帶乳兒の年齢を滿三歳と爲したるは餘り長きに失することなきやを疑ふこと久し依て茲に聊か其理由を開陳して携帶乳兒の年齢を滿一年と改められんことを我當局者に望まんとす讀者幸に之を諒せよ

抑も在監婦女にして其嬰兒を乳養せんと請ふものあるときは是を許すと規定したる所以のものは其理由種々あるへしと雖も要するに其親子の情に於て忍びざるものあると通常嬰兒は其生母の懷を離れて能く健全に生長し得るものにあらざるとの二理由に過ぎざるものゝ如し若し之を他に乳養する方法は數多あるへしと雖も諸種の事情之を許さざる等の事實よりして之を其慈母の手に於て乳養することを許したるの精神出てたるや明かにして何人と雖も之れを非議する者なかるへし然り乳兒を其母と共に監獄内に

乳兒に及ぼさることなし彼幼兒は其母の囹圄の囚人なることを知らず監獄を以て定住の所なりと思惟し習慣遂に性と爲り他日出獄する場合に於ても却て其住宅たる監獄に歸らんことを欲するか如し之を換言せば孟母三遷の誨へある亦宜へなりと云ふへし又刑法上の規定に由るも懷胎の婦女にして死刑の宣告を受けたる時は分娩後一百日を経るにあらざれば刑を執行せざるものとせるか如く此規定監獄則第七條の携帶乳兒の最長期限と其事全く異なりと雖ども亦以て此一百日の猶豫期限は暗に嬰兒の哺乳期限と看做したると其母の回復期間之か執行を停止するの意に出てたると世の刑法を解する者の共に認むる所なり果して此解釋にして大過なからしめんか死刑婦女の乳兒携帶は分娩後一百日を限りたるにも拘はらず死刑以下受刑者に乳兒の携帶を許す期限は最長期間滿三年とすとの監獄則の規定は予輩其理由を發見する能はざらんとす加之ならず監獄則第七條の規定は殆んど婦女の權利的に出て他に引出人の有無如何を穿鑿もせず請ひあれば必ず之れを許さるへからざるか如く思惟せられ寛仁に失するなきを得んや此寛仁は幼兒の爲め他日不仁たるなきを得んや故に予輩は

當局者に望む第七條の携帶乳兒の最長年齢を滿一年とし其夫又は最近親族の引取を乳養する者なき場合に於てのみ監署か之を認めて許すことを得との規定に改められんとを而して其滿一年とせしは嬰兒の滿一年は是れ既に襁褓を離れ哺乳の時期は經過し他人の手(教育場等)に於て收養するに差支なき時期なりと信すへければなり又一歩を進めて監獄經費上の點より觀察するも其滿三年を減して滿一年とし及び監署か事實を査閲し許可するものとせば現今三百五十有餘の乳兒は過半減少し其三分の一以下に至ること數理の然らしむる所にして從て携帶乳帶に給與せらるべき被服食量に至つても其半減以下に減少して敢て其支障なきこと又以て知るべきなり世の識者如何とす

●作業主任の書記をして看守長を

兼ねしむることよまた

賦々生

予輩頃日監獄官吏殊に書記看守長及看守押丁授業手職務分掌を見るに書記は典獄の命を承け各其從事する所と異にすど雖ども就中作業主任の書記は授業手

加之ならず甚しきは作業上に係る書記の命令は之を無頓着視し敢て之を顧みざるか如き場合なきにあらす又之を反對より觀察すれば授業手及作業掛員の如きも作業上に看守の容喙を喜ばざるか如く不識不知の間に於て相互に猜疑するの傾向あるは予輩か平素實際に見聞する所なり右等反目猜疑するか如き傾向ある所以のものは其原因種々あるへしと雖も要するに各其頭上に仰く所の上官を異にするに由らすんはあらず看守押丁は看守長の命令は堅く之を遵奉するど同時に一方に於ける授業手及作業掛員は其主任書記の命令を是れ奉し相互に固守するの結果或は相衝突し確執を生ずるか如き場合なきにあらす是等は最も監獄官吏の戒飭を加へざるへからざる點なりとす乍併是れ又止むを得ざるの現象たらんか何となれば各其職務に忠實なるの致す所たるへければなり予輩熟考ふるに右等の確執弊害を未萌に豫防せんには作業主任の書記をして看守長を兼ねしむるの最も得策なることを信せり書記をして看守長を兼ねしめ又は看守長をして書記を兼ねしむるか如きは責任上又は權力平衡上不可なりとする論者なきにあらすど雖も予輩は作業主任書記をして看守長を兼ねしむるの

其他の事務員(雇員等)を率ひて四人作業事務に執掌し看守長は部下の看守及び押丁を監督指揮し専ら檢束上の事務に従事し又看守押丁は看守長の命を奉し戒護及び諸般の事に任するの外、四人の作業を督勵し科程の了否を檢査する等の事務に従事するものにして又授業手は作業掛員の指揮を受け農業工業等を教授し及び役囚を督勵し科程の了否を注視するの外諸般の事務に任すへきものたること官制及び看守以下僱人分掌例の明定する所たり斯の如く各其分掌は截然として明瞭なりと雖も然れども實際に就て之を見るに戒護及檢束上の事務は作業上の事務と密接の關係を有し兩々相須つにあらざれば行刑上の大目的を達すへからざること勿論なれば隨て書記(作業主任書記)看守長の間に於ける關係は最も親密且つ圓滑を保たざるへからざること予輩の事新まて贊言を待たざる所なり然るに動もすれば往々其間に衝突を生し圓滑を缺くの虞なきにあらす假令は看守押丁の如きは直接に自己か頭上に頂く所の看守長の命令は唯命是從ふの外尙其及はさらんことを恐るゝか如しと雖も(素より然かなかるへからず)一方を顧みれば作業掛書記の指揮命令は之を輕視するやの傾きあり

利は此論者か云ふ所の害を償ふて尙餘りありと信す作業主任の書記をして看守長を兼ねしむるより生ずる利益ハ檢束と役業と相須つて兩々相並行し行刑の本旨に適合するものなりとす何となれば戒護上及作業上に前述の如き柄鑿相容れざるか如き虞れなく從て苟くも作業上に關する作業主任書記の命令は看守及押丁にも之を確守せしめ得て戒護上の命令と作業上の指揮と相衝突するか如き恐れ萬々之れなきのみならず看守押丁及授業手其他作業掛員との間に於ても猜疑心を生ずるか如きことなく常に平和に圓滑を保ち得て四人作業の大目的を達すること最も容易なるへしと確信す當局諸君以て如何とす

●敢て監獄醫諸君の垂示を乞ふ

南筑邊偶生

監獄衛生の事務は専ら監獄醫諸君の責任にして行刑上實に直接密着の關係を有せり殊に役業上に於ては監獄則施行細則に明かなるか如く諸君の判斷に依て初めて業名の指定せらるべきものなるにより殆んど役業を左右するの實權あるものと云ふも不可なかるへし斯る重大の實務を擔ひある諸君は常に監獄一般

衛生上の進歩發達を施措計劃せられつゝあるは深く信して疑はざるにも係はらず予輩醫學的文育の身を以て漫りに諸君の垂示を請はんと欲し此に數言を陳ふ幸に蕪辭を尤むること勿れ

彼の囚徒正坐法なるものは我國に於て且つ我監獄屋舎の構造上に於て實行するの可否につき予輩之を案するに元來規律上の必要より産み出されたるものなるべく而して我國に於ては通して兩膝を屈折し臂下に敷くを以て俗に正坐とは云へり即ち此正坐ハ普通の禮儀上に於ても又監獄規律上に於ても最も嚴格端正なる良法たるは吾人も人も少も異論あるへき道理なきか如しと雖も然れども之を囚徒に適用するは比較的規律上の必要より結局不利益を見るに至るなきやを疑はずんはあらざるかり見よ夫の搗夫の如き採炭夫の如き常に強役に従事するものは一に手足の働力に依るものなり二六時中此の手足の働勞にのみ依て就役するものは勢ひ宜しく手足の勞を安んせしめずんは健康上少なからざる有害を免れざるへし何となれば甚しき働勞を爲して而も未た之れか勞を安んずるの隙なく濠房後忽ち正坐するにより板敷上體力の壓迫は血液循環の不通となり遂に下肢の神経痛を

發し又は浮腫を來し或は痔痛を發し其他種々の疾病に罹るなきを保すへからず實際の經驗説に依るも僅少の故障を口實とし到底安坐の許可なきを想像しなから巧みに診察を請ひ僅かに診察を受ける間の正坐を免れんとを企て甚しきに至ては身自ら傷き病監に入んことを計るものたにありと云ふ之を以て之を見れば此の結果は獨り病囚を増加するのみならず役業上にされ治療上にまれ少なからぬ不經濟を來すの原因を惹起するに至るへし是れ予輩か比較的の不利益として疑を存する所以なり又聞く嘗に此等強役者の請診により安坐を許すと往々之れ有るのみならず其不可なるを認めなから姑息にも救済の方法を講究せず徐に或は多くの經驗を待ちつゝあるが如しと何ぞ思はざるの甚しきや予輩實に之を聞くを屑とせざるなり若し夫れ果して此を信なりとせば恐らく職務上の不親切は之を免るゝに餘地なかるへし例ひ如何に規律上の必要ありとは云へ正坐の爲に健康上の有害を認めたる以上は滔々として之を廢するの議を建るか將た他に良法を講ずるか須く眞正なる職務の執行を努めざるへからず人或は云はん今や經驗日尙は淺く容易に可否の決定を下すは大早計に失すと夫れ或は然ら

ん豈夫れ迂遠の言にあらすして何ぞや此事たる業に既に世の疑點に上りたるにあらすや况んや單純の醫學的研究の判斷に屬するをや一掬の水能く大海を爲し一杯の土能く泰山を爲す豈慎まざるへけんや予輩か最も敬愛する諸君よ諸君は實に重大の責任を擔へり若し強役者に對する正坐をして眞に有害なりと認定せば希くは敏活に果斷する所あれ大海を爲し泰山を爲して而して後悔るも亦及はざるへし然れども幸に之に反し學理上全く無害無障なるに歸せば予輩亦何をか云はん只規律上の嚴正勵行を力めんのみ

通信

●教誨規程

北海道集治監 工藤襄報す

本監に於ては曾て教誨師の諮詢會開設の處今般教誨規程及囚人教授規程改正したり

本達第一四號 各課所 各分監

明治二十五年四月 本達第一二號教誨規程左の通改正す

明治二十七年五月一日

北海道集治監典獄 大井上輝前

教誨規程

第一條 教誨師は監獄則及分掌例に基き以下各條に據り教誨を行ふ可し

第二條 教誨は囚人の心性を改良感化せしむるを以て目的とす

第三條 教誨の方法を分て左の四種とす

第一 總囚教誨 免役日又は日曜日午後總囚を教誨堂に集め道義上の教誨をなすものとす

第二 聽房教誨 免役日及罷役後又は役業休憩時間等に於て各囚人の居所に就き適宜の教誨をなすものとす

第三 個人教誨 必要ある時は一人又は數人に對し教誨を加へ且つ一身の履歴犯罪の起因等を調査するものとす

第四 特別教誨 免役日及日曜日總囚教誨の前若くは後志願者又は個人の必要に應じ特別に宗教道義智識上の教誨をなすものとす

第四條 囚人の信教は各自の自由に委ね其歸依を妨

くへからす

第五條 賞譽假出獄免幽閉放免等あるときは特に之に適する教誨をなすへし

第六條 感化上に關する諸種の統計表を製し又は信仰行狀悔悟等の勘查録を備へ置き典獄(分監長)の質問に答ふに便ならしむへし

第七條 入監者及出監者の教育程度行狀等詳記し之を典獄(分監長)に具狀すへし

第八條 囚徒の書信看讀の書籍其他送金額に就き意見あるときは典獄(分監長)に具狀すへし

第九條 入監囚をして房内揭示條項を暗記せしむることを勉むへし

第十條 教誨師は屢病監を巡視し病囚を訓慰すへし

第十一條 教誨師は囚人犯則の所爲を認むるときは其旨速かに典獄(分監長)に申告すへし

第十二條 教誨師教誨席に臨むときは必ず「フロア・コート」を着用し服裝姿勢を正ふすへし

第十三條 囚人の敬禮に對しては直立双手を垂れ少しく首を傾け答禮を表すへし

第十四條 教誨師は月曜日を以て休暇と定む但典獄(分監長)より命令あるときは此限りにあらず

本達第一五號 各課所 各分監

四人教授規程左之通相定む

明治二十七年五月一日 北海道集治監典獄大井上輝前

四人教授規程

第一條 教誨師は監獄則及び分掌例に基き以下各條に據り十六歳未滿の囚人に讀書習字算術を教授すへし

第二條 囚人を教授するには才智に敏に德行に篤からしむるを以て目的とす

第三條 教授規則及試験採點法等は普通の法に準ずへし

第四條 教科書は北海道廳小學校教科用書に據るへし

第五條 毎年三月六月九月に小試験十一月に大試験を施行し其成績を典獄(分監長)に具狀すへし

第六條 左に記載したる日は休學せしむ

一 囚人免役日 一日曜日及月曜日

第七條 教場は一定の室を用ふへし

●看守教習 京都府監獄署

第八回看守教習卒業生左記の如し

看守 土居 一市

全 坂崎代四郎

全 音羽 豐

全 古川 晋次郎

全 遠藤 誠次

全 楠田 由次郎

全 矢木 半九郎

全 清水 信次郎

●全上 廣島縣監獄署

看守 山村 清之助

全 寺地 貞次郎

全 福島 榮治

●全上 宮城縣監獄署

宮城縣看守 築館 繁隆

字和島支署在勤を被命 以上七月廿五日付

●全上 栃木縣監獄署

看守部長を命す 栃木縣看守 秋山 兼吉

●司獄官任免 秋田縣監獄署

任秋田縣監獄書記 秋田縣屬 中松 戒三

兼看守長給六級俸 第一課長を命す

秋田縣看守長兼監獄書記 第二課長兼第一課長 竹内 千里

第一課長兼務を免す

任秋田縣監獄醫 田淵 周造

月俸四拾圓を給す 醫務所長を命す

秋田縣監獄醫 服部 春政

依願監獄醫を免す

●司獄官任免 青森縣監獄署

青森縣看守 成田 久藏

看守部長を命す月俸拾圓給與

依願解本職 青森縣監獄醫 山内 文祥

任青森縣監獄醫 青森縣監獄醫 吉村 孝五郎

青森縣監獄醫 吉村 孝五郎

右は本月十一日看守教習課程卒業に付其證を授與せらる

●看守部長任免 愛媛縣監獄署

字和島支長看守部長 兵頭 馬次郎

看守部長 山崎 寛大

看守 林 正俊

○本年度より押丁を廢止看守増員せしに依り新に拜

免看守部長

看守部長 山崎 寛大

看守 林 正俊

監獄署在勤看守部長

青森縣監獄署

青森縣看守 成田 久藏

看守部長を命す月俸拾圓給與

依願解本職 青森縣監獄醫 山内 文祥

任青森縣監獄醫 青森縣監獄醫 吉村 孝五郎

青森縣監獄醫 吉村 孝五郎

命せし者數十名あるを以て一般教習の餘暇新古看守一同に監獄則全施行細則分掌例等を請記せしめ以て之れを定日研究會の際各員に對し會長より其條項を答へしむるに漸次歩を進め今日に於ては互に競争を爲し其結果を得たるものゝ如きの感あり

●假出場

石川縣監獄署
石川縣珠洲郡上戸村字寺社十七字
六拾壹番地平民和三郎弟

藪岸 敬 造

明治十六年一月生

右の者宿直の新番に對し二ヶ月間懲治場留置言渡を受け當署に拘禁候處改悛歸善の狀顯著なるに由り本日假出場差許されたり
右及通知候也

●賞表授與

大分縣監獄署

- | | |
|--------|-----------|
| 榊 勘 七 | 高 橋 長 七 |
| 大成松次郎 | 沖 長 藏 |
| 田崎慶次郎 | 西 保 平 |
| 植山虎市 | 封 戸 三 吉 |
| 恩塚 猶 策 | 内 村 市 太 郎 |
| 高村 健 吉 | 佐 郷 章 藏 |

堀 今太郎 赤 山 環
木下福太郎 田近市太郎
久保トヨ 戸澤伴藏
繁 タ マ 甲斐今四郎

海外通信

拜啓小生事去月三十日朝八時漸く廿日を費してホストン府に着仕候其後昨朝迄嘗て新島襄君の學パレシアンドヴァー(ボストンより二(十一哩を距る)神學校に友人有之候故其地に居申候昨朝當「リホーメトリー」に來り申候當監獄の長はスコット君にて随分評判よき人に有之申候同氏の厚意により數週間は來客として當監を視察する者に有之候全く當監の如きはKeto Factoryの名に背かず惡青年改良學校と申すも過言ならず吾國の監獄とは全く相違致居申候少し離れたる所に Charleston Prison 有之申候此れは全く組織を異に致居申候と當監の教誨師パット君申居り候階級法も當監の如く實施せば實行あるとかと存候第三級に分つて第一級最早放免期に近き者は兩腕に二本の黄色の筋を入

○横濱出帆

乗り込む船は「インデア」號 見送る人は兼てより親しき友の五六人 杖を更きつ「パツテラ」本船さして乗りにつけり 時しも午後の三時過ぎ瀛笛一發吹き放ち 黒き煙を横濱の空に残して太平の 沖を目かけて出にけり 其より十三日ふりに船は英領加奈太パンクパーに到着致候一夜同地に宿り明朝出發此地よりホストン迄四千四百哩殆んど八日目に到着候瀛車は一時間に三十哩を走り「ステーション」杯は直に發車吾國の比にあらずロッキーマンは實に山脈連綿重々又層々全く巖の山に有之申候

○ロッキーマン山下を過ぐ

昔し學びし地理學を 思ひ起すやロッキーマン雲をツンツク巖石の 最とすましく聳ゆるはロッキーマン山てふ名目に 愧かしからぬ氣色なり天を仰げば最と高し 下を眺めば最と深し岩に激する水音は 保津の流れの其れならで最とすましくさくさくけり 丹波より嵐山に下る一流の激水を保津と申候水岩に激し船客恂々の思に有之候故に斯く申候

れて非常に自由を許され、服役時間の過ぎたる後は二人位同朋連れ立ちて監の近傍を散歩致居候又或第一級生の者は戒護本部迄の司獄官の前の大机上にある四人に許されたる雜誌を讀み居り申候此れは第一級に與へたる特權に有之申候其代り第三級の者は此等の特權なきのみならず非常の不自由なるものに候四人は千人なり房の數は千二十三房有之申候實に當監の分房制は美敷存候燈光の如きも電燈を以て一箇一房に點し居申候電燈本局は矢張り工場内にありて監の内外の電氣は皆茲より發電致候追々實見せし所を可申上候。小生御地出發の節は容易ならざる御厚待を蒙むり感銘罷在候且又出立後迄も御手數を煩はし何とも御禮の申様無之候御港出發後「デッキ」の上にて左の歌か何か分らざるものを作り候御一笑被下度候阿々

○故郷出立の朝

頃しも夏の初つた 五月雨しげく降りにつけり 雨を犯して故郷の 父母 妻子 後に見て かねて望みし理想國 北亞米利加の都なるもの事繁けき劔育 夜も明るき不夜城の 其地を指して出にけり

○加奈太の噴野
 加奈太の噴野草花々 見ゆる限りは一面に
 自然の牧場となりけり 糞まげき其なかに
 牛 馬 羊 數多く 群をなしてそ遊ぶなり
 瀛車の速力最と迅く 噴野のなかを過れども
 容易にはてしなかりけり

小生加奈太の噴野を過半過ぎりしと思ひし頃降雪霏々實に寒く吾國の恰も嚴寒の如きには驚き申候然し幸ひ瀛車中に蒸氣ありて鐵管數本側に通して寒氣は車中にては左程感し不申候「處變れば品變ると」は能く申したること存候當國殊に當九部は北海道の氣候と餘程よく類肖致居申候

○加奈太噴原降雪に遭ふ
 吾國の人け暑しとつふやきて 單衣かたばら夏衣裝 身を輕々と装ひけり 同し大東日の本の 民にしあれど吾はいま 英領加奈太の噴野をば 横ざりつゝそ冬衣裳 「ストーブ」すへて暖かく 汽車の窓より降る雪を 眺むる今朝の心地をば 誰にか告げん人もなし さはさりながら此思ひ洩し得ずしてをくべきや 千々に思を砕けども隣の椅子に凭る人は 言語通はぬ異邦の 人にし

●北米雜感

○小河滋二郎君著監獄學

學理と實際の衝突古今東西其轍を一にす現今監獄事業世人の口に唱道され日一日として進歩の兆候あるは斯道に投身するもの、祝賀せざる可らざる吉事と謂はざる可らず、然れども茲に一つの憂とす可きとは、實際に身を投して實務を處理するの士は熱心誠意身を擧て精忠さるゝと雖、實務を重んじ過るの弊學理を等閑に付するの嫌ひなき能はざるは吾人斯業に身を致す者の一大恨事と謂はざる可らず、經驗は是れ智識なりとは明哲の至言なり、凡そ何れの學說に係らず經驗より來らざる者なし實際の田圃より收穫したるものは學說なり、學說立て然る後何事業にまれ其結果あるは古今の通則なり、其故に社會改良に身を致すもの、先づ初に學ばざる可らざるものは社會學原理の大班なり、其他教育家には心理學あり、宗教家には神學ありて、原則立て然後結果あるは古今の通則なり、然るに吾國現今監獄事業の聲高しと雖未だ嘗て監獄に關し其が學說を言顯はしたる一篇の書あるを聞かず、余一ヶ月前斯道の先覺小河滋二郎君を其邸に訪

おれば術もなし 已を得ずして木筆を 採りてそ綴るこの辭 吾故郷の知己に 送らんとての記録なりけり

昨夜は當監長スコット君教誨師パット君第二課長ハート君と小生四人づれにて司獄官の息子と娘との結婚式あり馬車にて村外づれの會堂(木造の立派なる會堂)に罷り越し申候其式は吾日本のとは大に異り候然し儀式肅然鄭重を重んずる點は東西一轍に有之候新郎は黒衣新婦は白衣に網的の衣服を着申候來會者三百人式終りて會堂の接待席にて來會者に「アイスクリーム」と菓子を出し申候新郎新婦と兩家の兩親及極く濃き親戚は會堂の正面に立て三百人に終り迄禮受をなしをり申候小生もパット君に連れられて新郎新婦と握手 Congratulate you と申候所先方よりも I am happy meet you, thank you と申候人情は古人一轍眞理は萬古不易の原則を洩るゝ能はず候

於米國マサチウセツトコンコルド感化的監獄
 六月六日朝 留岡幸助 拜具
 小河滋二郎 殿
 眞木喬 殿
 玉榻下

ふ、同君余に示す近著監獄學を以てせらる、余採て其目次を見るに何つれとも目下吾國人に必要なならざるものはなし、故に君に勸むるに一日も早く上梓せられんとを以てす君曰く諾不日上梓世に公にせんと余曰善哉君の言此れ今日の急務なりと、其後東西に別れ今や遙に數千里の天涯にありて同君の著述を思ひ一片の言なくして止む能はず、出版に先ち同著につき一言を述べ

（編者曰監獄學は已に刊行し其一本を著者より郵致せられたりと聞く君該書に接し其感幾干を）

○コンコルド感化的監獄 (Reformatory)

感化的監獄と監獄の區別感化的監獄の字面白からずと雖今適當の譯語なきを以て假りに感化的監獄と譯す、其れ感化的監獄 (Reformatory) 監獄 (Prison) の區別は極て解し易く言はば一は以て感化歸善を主とし感化歸善する爲に懲罰するなり二は素より感化する分子を含むと雖懲罰的分子多くして自ら畏縮恐怖の念なき能はず、却說此の感化的監獄なるものは今より十七年前北米合衆國ニウヨーク州エルマイラに於て初て建設されしものにて其れ迄は世界廣しと雖未だ嘗て其設あり

しを聞かず、爾後當米國には其功績著しく、今や好評米國人の贊同する所となりて七箇の感化的監獄あり、當コンコルド監獄は其第二に建設されしものなり、
 感化的監獄 (Reformatory) といふ字義は歸善とする場所或は感化する所と云意にて、茲に拘禁する者は十八歳より三十歳迄の男子なり、素より感化的監獄も所によりては十六歳より三十歳迄多少拘禁者の年齢には異同ありと雖、凡そ改良時期に相當する者を拘禁するなり、純然たる吾國の如き監獄と見れば大誤なき能はず、然れども正當なる刑場には相違なし、
 コンコルド監獄囚人必携なる一小冊あり原語にて Manual for the Massachusetts Reformatory for the use of Prisoners といひ、蓋し入監中は常に坐右よ備へて其心得とするなり、其序文に曰く「法律上の言語を以て云ば感化的監獄なるものは刑罰執行場にして其結果や歸善、訓化する爲に設けられたる刑場なり、其故に社會にありては正當として許す可き者も當監内にありては許す能はず、然れども感化的監獄は純然たる刑場にあらざ、在監者に利益を與へ改心を催す感化場なり即ち入監者の過去、現在、に於けるより

も出監の日は此れに倍數したる高潔なる人物として放免する改良監なり」依之觀是感化的監獄は通常の監獄と少しく趣を異にすると明かなり、此れに代へて
 監獄 (Prison) なるものは重罪輕罪を拘禁し、嚴密に監督處遇する所なり、元來此の Prison なる字はラテン語の「プレヘンシヨ」「プレシヨ」即ち捕獲の義より出てたり、故に昔は社會を害毒する悪人を單に拘禁する場所なりしに相違なきは監獄沿革史を一讀せば明かなり、屋移り物變りて社會の進歩、文明に連れて監獄も改良せられ、今や昔日の姿は影に止めず遂に Penitentiary 即ち改善する場所と云文字を用ゆるに至れり改善の文字を用ゆると雖感化的監獄とは自ら別物なり、「プリズン」(Penitentiary) 即ち監獄の改良せられたる今日の監獄を名けて云へるものにて、當米國には監獄と感化的監獄の二種ありて其組織は大に異なれり
 ○清浦奎吾君
 清浦君は世人の知るか如く吾國監獄改良家の泰斗として人の敬慕する所なり余從來一面の識なかりしを以て面接を希ふと切なりき、幸ひなる哉去る五月九

日の朝同君を其邸に訪ひ斯業に就き同君の意見を聞くことを得たり君の談話中茲に記す可き一事あり君曰く

留岡君よ凡の事は井を堀るが如く狭く深く行く可しかの農夫が田畝を耕す如く淺く廣くす可からず、

と余は君の言を以て頂門の一針として受けたり爾來尙此語を記して忘れず、吾人の事業は狭く深く行かざる可らず、一囚人に接する毎に此囚人の犯罪は何れに起因する乎、其遠因、近因、如何にして改善する乎、其戒護及教誨を熟察勵行せざる可らず、一人の魂を救ふ其働さや世界を得るよりも重く且つ大なり嗚呼高尚なる哉斯事業、

○或教誨師

則る可き哉此教誨師過日一書を余に投せり開き見れば左の文あり

去廿二日(四月廿二日)の夜午後七時半頃頗ふる強襲丁度小生は監房内にて叢書の講義而も松村氏の人生無常といふ文を講義致居る時に活きたる教誨をなし申候囚人は恰も檻中の猛獸の如き出せしか如くワト〜と立ちて騒ぎ檻房はミヤ〜と

なり煙筒はチギレ、ランプは動て落ちほこりは霧の如く廊下は浪の如く一時は家も倒るゝかと思ふ程すさまじき勢にて小生も始めてかゝる光景に接し申候幸に見若しき舉動は不仕覺へず同情の感に動かされて死ぬるならば一所に死ぬる事ゆへ靜にせよと制せしか聲は中々きこへ不申其中に震動はやみて人々蘇生の思をせし様に候かゝるひびき事なりしゆゑ囚人の話をなす者多く看守など制しても一向に聞かさりしも小生一言靜にせよと申せし時は寂然と相成是時は心地よく存たる事にて猶のこりを講し了り人生の無常はよく分りしならんと申せしに皆々真心より「へー」と申したる事に候此夜市街地の人々は疊を大地にまきて夜を徹せし事にて眠らぬ人のおほかりしほどなるにも似ず小生は獨り愉快を覺へ申候其翌日一囚人小生が爲に一首の和歌をつくりしとて見せし

難有や罪業深き我々を

身をすてゝまで教ゆ真心

是は甘して受けし事に御座候……………云々
 凡の教誨師斯くありたきことにこそ、

雜報

●看守の休職に就て

は已に去る明治二十三年勅令第二百二十八號同第二百二十九號の規定あるも又々本年七月六日勅令第十八號を以て「豫備後備の軍籍に在る巡查看守にして戦時若くは事變に際し召集せられたるときは其の間休職を命ずることを得但俸給を支給せず、休職中の日數は在職年數に算入す」る旨を制定せられたり勅令第二百二十八號同第二百二十九號は在監人減少の爲め看守人員を減する必要がある場合に適用し勅令第八十八號は看守人員の減少を要せず就職せしむるの必要あるも戦時若くは事變に際し止むを得ず其の召集に應せしめざるへからざる場合に適用するものにして兩者の間聊か其の趣旨を異にする處あり而して勅令第八十八號に依りて休職を命じたる者に其の間俸給を支給せざるは陸海軍より給與を受くるに因るなるべし又此勅令に依りて休職を命ずるは召集せられ居る間に止まるるの主旨なれば其事故止みて歸來せば之に復職を命じて前職を續かしむべきは當然

の事理なるか如くにして更に疑なきが如し然れども召集の爲めに欠員生じ戒護上等に差支なるに於ては新に採用して補充せざるを得ざるへし斯る場合に在て休職者を復職せしめん敷定員に超過するに至るへし於是乎處分方に聊か疑なき能はざるも勅令の精神を推究せば一時事故存在中休職を命ずるにあれば其の事故止まば無論復職せしむべしと云ふに異ならず此點よりして觀察せば復職せしむる方法を講究せざるへからざるの必要生ず即ち他の奉職中に就き老朽又は用に堪へざる者等を淘汰し以て一時休職せしめたる者を容るゝの餘地を開き之を復職せしむることゝせざるへからず（復職せしむべき價値なき者は限外なれども）此點に就ては當局者已に注意周到實施當を失せざるは素より信して疑はざる所なれども老婆心を加ふることを爾り

因に記す看守諸君よ戦時若くは事變に際し召集の命あらば速かに之に應じ進んで軍役に従事し、事故止まば復職の道あるを以て後顧途巡することなく出て、軍人たるの本務を盡すべし萬望こと

●看守長に特別任用年數に就て

看守を五年以上勤続し精勤證書を有する者は普通試

驗委員長の銜を経て看守長に任ずることを得るとは去る明治二十三年勅令を以て發布せられたる特別任用例なりとす然るに五年と云ふ年數算入方に就ては疑惑を生ずることあり當時其疑點のある事柄は本誌上に掲載し以て讀者諸君に報道を怠らざりしに依り已に熟知のこと、思考すと雖尙は疑を存する向之れあると聞く即ち巡查より看守に轉し合して勤続五年以上に渉る者（巡查奉職年數をも算入し）は看守長に特別任用爲し得るや否と云ふにあり此は特別任用の限にあらざる看守を滿五年以上勤務する者にあらざれば特別任用例を適用すべきものならざる内規ならむ爲念茲に再記す

因に記す看守は十二圓未滿の判任官に任用するを得ざるものゝ如く解する向も之れあるやに傳聞す然るに十二圓未滿の判任官には其の身分の如何に拘はらざる義なれば看守と雖無論任用し得るものとす

●看守給助金停止に就て

巡查看守給助例第九條第一項俸給を受けるの官職に就きたる者である官職と云ふことに就ては其の見解を異にし各地区々に取扱あるやに聞き居りたるに近時

之が解釋を一定せられ監獄の押丁授業手裁判所の廷丁其他何等の名稱を用ゆるに拘はらず官廳の雇（小使若くは小使に類する者又は寫字の如き賃傭の者は之を除く）は官職の範圍内にして給助金を停止すべきことに定められたる内或は給助金を停止せらるゝものなるや否を知らずして従事し他の注意を得始めて給助金を停止せらるべきものなること知り或は給助金を受け居ることを云はずして官職に就き依舊給助金を受け後に發覺して既渡の給助金を返納せしめらるゝ者も之れある趣甚だ然るへからざる次第に付給助金を受くる者は停止の範圍を熟知し斯る不都合なき様せられたることにこそ

●帶劍心得

看守の帶劍使用方に就ては成法なきを以て如何なる程度まで之か使用を許認められあるやの感なき能はず随分議論の存在する事柄にして近時は別して之を論究するの必要を生じたり已に警視廳監獄署看守の裁判審理中に係る者あり公判判決の上は其事實と場合とを明知することなるへしと雖苟も司獄の局に當る者は注目一番殷鑒となさるへからざるとなるへし抑々帶劍使用方に就ては前陳するか如く種々議論

あることにして吾人亦勇見なきにあらざれども議論は姑く措き今日の場合には其自己に對すると他人に對するを問はず危険なる抵抗を受け拔劔するにあらざれば防禦の實なき場合に際して之を使用し其職責と身体とを全ふすることを勤むるは正當の事理にして毫も憚る處なかるべし而して平素擊劔の練習を爲すと共に心膽をも練磨し以て之を使用する場合を心に銘記し敢て其時機と利用とを誤らざることに注意すへきは最も必要のことなるべしと信す夫れ濫用は何事に對しても禁物なり又不法は正法に打勝つこと能はざるは明かなるを以て正を踏むことに注意せば警視廳看守に對する判決は如何に確定するとも爲めに豪氣を沮喪するに及はず何れ判決確定の上は論述する處あるべしと雖一言帶劔使用方に付注意を促かすこと附り

●押丁の赴任旅費

押丁は小者待遇にして官吏たらず其本署より支署に赴任するの如き場合に在ても之を赴任視せず支署所在地に於て採用せしと同一視し之れに赴任旅費を給せず明治十九年内務省令第十一號警察官吏其他内國旅費概則第七條第三項に依り乙號表の旅費額の方を

明記し置くは必要のことなるべし

●逃走囚抄いとせず

(檢身檢房并に巡警を嚴密にせよ)

近來時季の然らしむるに因る乎逃走者抄からず中には破監逃走せし者もあり其破監供用物は作業用器械なりしものあり作業器械は罷役の際檢査を遂げ異状なく且其個數に過不足なきを期せらるゝは勿論なれども多數の器械或は疎漏に失する場合なきを保し難し之か點檢を細密にするに共に檢身法を嚴密に爲し決して監房内に携帶せしめざることに爲し又檢房を慎重頻繁に行ひ以て包藏することを得ざらしむべし要するに注意の上にも注意を加へ逃走の用に供する利器と場合とを得ざらしむべし逃走は行刑を害する最大惡魔なり一層慎戒あれ

●刑法處斷者も獄則を以て處分し得へし

在監人にして罪を犯し告發の上刑法に依り處斷せられたる者は獄則を以て處分すべきものにあらざれば從來刑法獄則併科することなかりしか獄内の犯罪は監獄の紀律安寧を害する點に於ては他の獄則違犯と敢て異なる處なし否や寧ろ他の獄則違犯より甚たし

支給するものなりと聞けり

●違警罪即決例處斷者執行方

違警罪の上訴を許さざるは法律の規定する處なるも即決例に依り處分せられたる者は正式裁判を受けることを得然して正式裁判を受けず即決處分に服して直に之か執行方を求むる者あり然るに正式裁判を受け得る期限なるを以て直に之を執行するは如何との疑ありしも違警罪は他の刑罰とは異にして已に即決例の如き便宜法あり而して行政官の之を處斷するはどのものなれば其執行方も亦他の刑罰と同一になすを要せず本人の望に依り正式裁判を受けざる旨を申出るに於ては直に之を執行して差支なきよしなれば各地一定の扱に出んことを望む

●逃走囚捕獲報告

本年逃走囚報告方の改正ありて捕獲の場合にも姓名刑名刑期等を具して報告すへきことになりたり然るに捕獲の場合には他府縣の逃走者に係ることあり又甲地の逃走者は乙地にて捕獲せらるゝことあり此場合には何れより報告して可なるやの疑あり其筋に就て之を聞くに斯る場合には捕獲せし地方より内務省へ報告すへき筈なる由但何府縣の逃走囚たることを

きものあり然るに獄則を以て律すること能はずと爲すは甚た謂れなきこととす、一罪を二重に罰するに當る嫌ありとせども刑法は社會の安寧秩序を維持するにありて獄則は監獄内の安寧秩序を保持するにあり其目的とする處異なるを以て假令刑法を以て處斷せられたりと雖仍は獄則を以て處分し得へきは當然なり已に其筋に於ても從來の扱を改め獄則處分をも加へ得ることにせられたりと聞けり

●行狀録中一日平均工錢の解

一日平均工錢とは讀んで字の如く至て簡夷更に疑なきか如くなるも工錢には料定工錢あり又實收工錢あり何れの工錢なるや疑なき能はず聞く所に據れば此一日平均工錢は料定工錢を指す意なる由各地區々に涉らざる様一定せられたし

●看守人員に就て

來る廿八年度より看守の定員を定められたるにより各府縣共従前の人員を改めらるゝことなるべし然るに従前は看守を書記計算の事務員に使用する處多々之れありたるも看守定員は戒護に従事すべき爲め其割合を定められたる義なれば此際看守を書記計算の事務に使用することを廢止せられたし、又教習中の

看守は定員外に置くべきものならず即ち定員内なり而して教習中と雖先任者の指導を得て實務に従事せしむべきものなれば所謂補助の姿となり人員配置上の一助と爲すべきものなりとす又在監男子百人の増減に看守十人を増減すべき規定なるを以て在監男子百人の増減毎に看守十人を増減すべきは勿論の義なれども日々在監男子の出入多きときは日々看守の増減を行はざるべからず然れども此は實際爲し得べきことならず斯る場合に在ては一ヶ月間据置き其間の平均人員と看守現在員と對照し人員設置の割合に適合するや否や調査して増減を行ふことに爲さば差支なかるべしと信認す

●召集看守の家族を恤救すへ

這回朝鮮事件より延ひて清國と開戦するととなり爲めに豫備後備の軍籍に在る者は召集せらる看守諸氏の内にも召集せられて軍營に在る者尠からずと聞く是れ國民たるの義務として又軍人たるの本務として進んで召集に應じ而して國家の爲めに盡さるべからず彼れ國家の爲めに盡す、其忠、其勇、賞勵せすんはあるべからず願ひて其家族を見れば皆其産業を失ひしと一般にして生計に困むもの多きに居る畢竟

るべきは信して疑はざる處なり

●看守女監取締押丁分掌例發布に就て

看守定員は改正せられたり女監取締押丁人員も亦變更せられたり而して其實施の期は廿八年四月一日なりとす今や各府縣に於ては廿八年度豫算編成中にあり此時に於て未だ看守女監取締押丁分掌例の發布を見ず當事者をして轉た困難を感せしむるものあり如何とすれば豫算に於ては各其分掌を明かにし説明を爲さるべからざればなり今日の典獄誰が看守女監取締押丁の職務を知らざるものべらん然れども表面定むる所あらざれば亦之を公にする能はず看守女監取締の如き純乎たる戒護事務に従事せしむるは明かなりと雖ども設置程度變更以後の押丁の如きは至て曖昧物にして其全廢せられざりしを疑ふ然れども今日之を云ふは亡兒の年を數ふるに等し余は唯速かに分掌を定め萬一にも押丁をして戒護の勤務を採らしむる如きとなく押丁減員の効を奏せしめられんとを望む

●教誨師の勤績

教誨師の同一監獄に勤績せんとは最必要なり是は今

看守俸給にて家計を立居たるに召集せられたる爲め俸給なきに至りたるに因る、彼れ召集に應じ身を國家の爲めに犠牲に供する者をして後顧の憂あらしめては勇氣挫折し萬一にも國家の干城たる任務を失却するに至る恐なしとせず(之れなきを保証すれども)就ては家族の恤救も必要のこと、信す其同僚諸氏并に其上官は袖手傍觀、見て看ぬ振りも出來まじ各ご多少の醜金を爲して召集に應じたる者の家族(家計に困窮する者)惠恤することにせられては如何敢て勸告す

●奥羽地方典獄會議

は音沙汰もなかりしか愈々秋季になりて宮城縣に於て開設することに決定せしやに洩れ開けり多分宮城假留監聯合區地方典獄の會合せらるることなるべし兎に角獄事の爲め賀すべきここにこそ

●監獄巡閱

内務屬木名瀬禮助氏(監獄課員)は鹿兒島沖繩二縣の監獄巡閱を命せられ已に出張中内務屬坪井直彦氏(同上)は北海道監獄の巡閱を命せられたり東京集治監典獄石澤謹吾氏も北海道へ出張せらる、諸氏の御土産は澤山にて斯道の爲め裨益を得る資料を齎らさ

更喋々の辨を須つ可きに非ず然るに從來宗教家の教誨師は本山の都合とか又は自身の出世に關するとかの理由にて轉退せらるるを見るに稀ならず是は教誨上頗る不利益なれば何とか特別の趣向を定めて成るべく一所に勤績せられ得る様に致度者なり監獄の教誨は説教を主とするに非ず所謂監獄教誨なる一種特殊の事業なりとす故に監獄教誨の大体に通達す可きは勿論にして尙當該監獄の事情も精通し四人個人的の關係をも詳悉せざる可らず敢て多年の勤績を教誨師諸君殊に宗教家の教誨師諸君に望むと如是

●香花料全廢とは如何

九州教誨師會議の議案に香花料全廢の目ありて可決となれり是は何を指稱するものなるや分明ならずと雖蓋し在監人より親戚故舊若くは被害者の死を聞きて之か回向の爲め遺族若くは縁故の寺院へ香花料を寄進するの謂なるべし果して然りとすれば時と場合とに依りては随分賞すべき殊勝の次第にて決して法を以て禁遏すべきものにあらざるべし只官吏教誨師の心を得んとて偽善を行ふの惡風あるは不可なり又給與工錢を濫費すとの嫌あるか如く一圓も二圓も一時に香花料として送るか如きも亦不可なるべし之に

し反て身分相應の寄進をなさしむるは遷善改過の裨補となると必ず少小ならざるへし故に全廢とは如何なるものにも尤監獄の教誨師に布施して死者の冥福を祈るの風習もありとか聞けば之を全廢するとならば雙手を掲げて賛成する所なり

●囚人看讀書目を圖書館に就て調査すへし

從來各監に於て囚人に許可せる書籍の區々不同なるは既に大方の認識する所にして之か調査を要すとの聲は屢々予輩の耳朶に觸る所なり何分にも現今の規定は修身宗教教育及營業と云ふか如き漠然たるものなれば管理者の臆臆次第にて其範圍を廣狹何れにも解釋せらるへきなり固より各監獄に於て充分の注意ありて斷して盲許濫可の虞は之あるまじしと信ずれども何を申すも人間の仕事にて兎角過誤なしと限るへからず其上殆ど無盡藏とも云ふへき多數の書籍に就て彼是と選擇するとも到底均一を得ること難れは冀くは中央官衙に於て圖書館に就て相當の書籍を調査し必す其中より看讀を許可する書籍を採るとに規定せられんを各監に於て得るに從て調査するとも全きを得へからず最初一回は悉皆の書籍を集藏する圖

書館に就て精査したきものなり

●殘飯

の多量を出たすは實に不經濟の至なり又食量は作業に隨伴し作業は身体に相應すへきものなれば殘飯の多きは幾分か當局者の不注意とも云ふを得へき乎さりながら幾百千の囚人を使役するとあれば中々々々適當を得んとを望み得へきにもあらず由りて三日以上も引續き殘飯を出す囚人は醫師の診斷に付し身体と食料との比例其當を得されは速に轉業を命ずるか若し其都合にならされは一時輕病者として其食量を相應に減殺するの處置あるへきなりさすれば別に何の差障もなく不經濟且不体裁なる殘飯を節するを得るに至るへし聊か記して當局者の御一考を乞ふ

●監獄學批評一班

本會出版小河滋次郎君著述監獄學は司獄官中に好評を博せしのみならず、裁判官、議員、學者、新聞記者其他眼を獄事に注ぎつゝある民間有志者中に稱揚せられ、其批評を著者に寄せ、新聞紙上に投するもの枚擧に暇あらず、左に掲ぐるものは八月一日發行東京朝日新聞に於ける批評なり、以て同書の價值如何を卜するに足る

著者監獄學に熱心なる同學の専門研究を爲す殆んど十數年氏は曾て内務省監獄課長として先師セバツハー氏の授くる所を實際に適用し其實際上研究し得たる所を以て本書を著せり其叙次体裁は専らクローチ氏監獄教科書に基きたる如きも氏が實際に見聞研究せし所尠からず而して全篇章を分つ十八節を分つ六十三監獄の沿革より監獄構造法教育會計作業衛生獄官登用其他詳細の事に至る迄精密に論述せり殊に附録として監獄構造精密の圖面を附記せり監獄學に關しては本邦未だ斯の如き者なし司獄官たるもの一讀の價値あり

●監獄學教科書とある (小河滋次郎著四谷區荒木町警察監獄學會發行)

前項に掲ぐる監獄學は獄務上有益の著述と認められ看守教科書に採用せられたる府縣今日已に過半數に達せり又以て著者の名譽と云ふべし因に同書初版は僅々の部數を餘すのみ故に直に再版に付するの計畫なりと云

監獄彙報

監獄彙報

●廣島監獄の病囚 炎暑日に益々烈しくなるに及び

て廣島の患者増加するは例年異なるとなかりき此に於てが全署に於ては精々怠らず衛生法を行ひて獄舎の清潔を専らにし日々監獄醫をして監の内外を視察せしも若し不潔のヶ所あるときは直に看病夫若しくは掃除夫(何れも囚人を使役す)をして掃除を爲さしめ殊に病監は毎日二回以上の掃除を爲し囚人の臥具不淨器等には石炭酸等を撒布し發病を豫防せり、未だ獄内を一覽せざる者は恰かも豚畜場の如く不潔極まるものと思ふものあれども今は昔しの牢屋と異なり其の獄内の清潔なると實に驚く計りなり、去明治十七八年には概して一日百有餘名の病囚ありしか近時衛生の能く行き届きたるの結果にや在監囚人の増加したるにかへて其病囚の數を減少したるなり病囚の増否は唯に衛生法の完良を證するのみならず監獄費に大なる響影を及ぼすものなりされば當局者たるもの一層注意を怠るべからず左に記すは廣島監獄署病囚員並に病名の概略なり(本月五日現在)

- 皮膚及び筋病、男五人
- 骨及關節病、男一人
- 神經及五官病、男六人 女八人
- 消化器病、男三十一人 女一人
- 呼吸器病、男一人 女二人
- 血行器病、男一人

泌尿及生殖器病、男二人女一人 傳染性病、男二十人、 合計七十九人
尤も右病囚の内入監前より病に罹り居るものあれば獄内にて罹病したるものは實に僅かなりと

(明治廿七年七月八日 藝備日日新聞)

●副典獄及書記の上告破毀 北海道札幌集治監典獄小野武衛、書記大竹勇八の兩名共謀して官文書偽造行使及官金費消被告事件は豫て函館控訴院に於て官文書偽造罪を以て重懲役九年に處せられしを不當とし辯護士高木益太郎氏を以て大審院へ上告の處一昨日同院に於て原裁判を破毀し更に相當の裁判を受けしむるため宮城控訴院に移したり

(明治廿七年七月十二日 本)

●囚徒、押丁を打つ 三次監獄署押丁景山碧と云へる人は前に本縣巡查奉職中故殺犯人を逮捕し松江地方裁判所へ送致したる賞として島根縣より金六圓を下賜せられたる人にして職務嚴行家として同僚間に知られたるが同人は去る二日午後五時頃退署せんとて將さに歸途に就かんとせし折しも荒れに荒れたる一人の囚徒は同人をやりはづし三尺餘の楹棒もて其背を續け打ちに三四回も打ちたりける景山は不意を

打たれしとどて一時は少しくひるみしが豫て剛膽の間ある同人なれば直ちに囚徒を取て押へ難なく入監せしめたるがさて此の囚徒は二年囚にして同監獄内に於て最も手巾に行かぬ奴なりと云ふ

(明治廿七年四月十日 藝備日日新聞)

●古代牢獄の保存 京都府伏見監獄は本年度より廢署せられたるに付き同地警察署に引移さるゝ不用の建物は公賣に付する筈なりしが同監獄は元桃山城にあり其後伏見町奉行鳥居元忠の邸内に移し強賊石川五右衛門を繋ぎしともあり三百年以前の獄舎にして構造堅牢、天井には細砂を埋めて破獄を防ぐ等用意に到らざる處なく復た得がたき古建物なれば今之れを公賣して打壞すは甚だ遺憾なりとて伏見町に拂下げんとを同地有志者より内願せし處再昨日の常置委員會に於て之れを許可するとに決したり同町有志者は拂下げの上永久に保存する見込なりと云ふ

(明治廿七年六月卅日 改進新聞)

●早川看守長 本縣監獄看守長早川文二氏は今度警視廳外三縣へ出張を命せられ一昨日出發されしが右は監獄警守事務取調及び獄務視察の爲めなりと云ふ

(明治廿七年七月十一日 仙臺日日新聞)

●北海道集治監帶廣分監 北海道集治監は從來設置しある空知、釧路、網走三分監の外に新に十勝國河西郡帶廣へ一分監を増設する事と爲りて先頃より千數百名の囚徒を使役し専ら建築工事に着手中なりしが最早全く竣工に至りしを以て近日本監若くは他の分監より囚徒を引移す筈なるよし此の帶廣は十勝國の中央に位する要地なるを以て昨年已に中央市街地の基礎を定め取敢へず二百五十餘戸分を區畫して志望者へ貸渡したれば遠からず小市街を見るに至るべく且つ洞候所其他二三の官衙もありて追々繁盛に赴くべき見込ありと云ひ旁々同國の拓殖も終には此の帶廣を中心點として次第に進捗するならんと一般に望みを屬し居れりと云ふ(明治廿七年七月十八日 時事新報)

●宮城監獄署の地道 豫て報導せし如く同署にては監房と作業場とは道路を隔みつゝあるを以て囚徒繰出し線上の時に列を爲して道路を横斷するを以て通行の妨害少なからざるより監房と作業場との中間道路の下を貫き囚徒の通行に充つる爲め數月前より地道を起築せしむ目今工事進捗して竣功は本月中旬か又は來月初旬までならんと云ふ

(明治廿七年六月廿三日 仙臺東北新聞)

●西伯利鐵道會議の決議 第十六回西伯利鐵道會議は中央西伯利鐵道の敷設上徒刑囚及び流罪民使役に關する内務大臣の提出案を審査議定し該使役に關する規則を設け既に勅裁を得たり抑々鐵道工事に罪人を使役したるは千八百六十五年中莫斯科、クルースク間の線路に於て罪囚二百人を敷設工事に使役せしを嚆矢とす爾後千八百六十七年にはクールスク、キエフ間の線路に於て六十八年にはキエフ、ハリコフ間七十年にはウオロネージ、アアーフ間、八十九年乃至九十年には彼得堡、ウアルシャーフ間の線路に於て孰も罪囚を使役し頗る好結果を得たり嚆に烏蘇里鐵道を敷設するに際し該地方に於て人夫を募集することの容易ならざるに由り一時薩哈噠島より徒刑囚及び流罪民等に移し之を使役するとに決し千八百九十一年より實行せしに是れ又其結果を得たり今や中央西伯利鐵道の敷設工事に罪囚及び流罪民を使役するに於て實際得べき人數はイルクツツク及エニセイスク二縣の監獄に於ける囚徒無慮千百人西伯利地方の流罪民凡一萬二千人なりと露國官報に見ゆ

(明治廿七年七月十八日 毎日新聞)

●福島監獄事件公判宣告書主文 兼て樽高かりし福島監獄事件宣告書の主文を得たれば左に掲ぐ
被告林恣を本案第二の看守自盜罪に從ひ輕懲役六年の刑を科す

被告岡崎金松を同罪に從ひ重禁錮三年監視六月の刑を科す

被告高橋重行を同罪に從ひ重禁錮二年六月監視六月の刑を科す

被告原田美之助を監視自盜罪に依り重禁錮三年六月監視六月の刑を科す

被告近藤美時を官吏官掌の文書偽造行使罪に依り重禁錮二年監視六月の刑を科す

被告安藤市郎右衛門、被告尾形淺次郎、高橋茂定、被告石井虎吉を各無罪として放免す

被告恣金松重行美之吉の犯罪の證據充分ならざるを以て無罪とす

偽造證書は沒收し其他の差押ある書類簿帳物件は各所有者に還附す

公訴費用金中第一項に關する金二圓七拾錢は被告林恣、岡崎金松、近藤美時、連帶負擔すべし第貳項參項に關する金五拾錢は被告林恣、高橋重行、岡崎

被告人林恣は年齢五十一半白の散髪にして今は昔の鬚鬢削りて跡なし鼻口大なりと雖も眉目の間僅かに温容を呈し其口調は九州訛の存するあり辨論の沈着なる所一瞥怪物の親玉とも見えざるの點あり紺飛白の單衣に蒲葎鼠の透ヤの羽織を着したる様見苦しからす次に居並ひたる原田美之吉は年齢四十八顔色蒼白にして一見肺患を病めるものゝ如く應答に力なく大分弱りたる様見受けぬ薄淺黃に一ツ紋の羽織と紺飛白の單衣を着せり安齋市郎右門彼は根か監獄署の御用商人丈けに入半以來心身共に弱りしものと見え頭髪薄らきて熱病にても思ひし者の如く安齋は血色更に無宛ら青瓢の尻其儘なり加ふるに其口調すら病人然として低聲容易に聴きと難くドウ見ても危き病人なりき又次には白地單衣に黒の羽織を着せし岡崎、茶微塵の單衣に黒縞の羽織着したる高橋重行帷衣を着流たる尾形及び次なる高橋茂吉瘡せずかたにして色白なる近藤など皆年廿八歳より三十四五歳までの壯者にして別に衰弱の体なかりき

●小泉典獄の大英斷 新潟監獄にては福島典獄在任の紙上に譲らむ (明治廿七年五月八日 福島民報)

金松に於て連帶負擔すへし第四項に關する金貳圓は被告岡崎金松に於て負擔すへし

(明治廿七年七月十八日 秋田縣新聞)

●福島監獄事件公判廷見聞録 豫審に於て殆ど一年の日月を費し決定後三月餘に渡りし有名なる福島監獄署の不正事件、地方税に一萬圓餘の大洞穴を造り地方議會の發覺に遇ふや帳面逃げ簿記隠れ監獄署に怪物ありとして世人に驚駭を與へたる監獄事件の被告人元本縣典獄林恣外八名に對する重罪公判は昨日午前九時を以て當地方裁判所に於て開かれたり炎天を冒して定刻前より集りたる傍聽人は犇々と公廷の入口に詰めかけ廷丁の制するをも聽かず公廷の未だ開けざる内より延内は既に人を以て充溢せられたり、聽て九時半頃公廷は開けぬ係官には裁判長橋爪判事陪席には勅使河原、味岡の兩判事、檢事安藤檢事正及書記にして各着席、被告人林恣、原田美之吉、岡崎金松、高橋重行、尾形淺次郎、石井虎吉、安齋市郎右衛門、高橋茂吉、藤美時の九名は辨護人秦野安宅、村松龜一郎、丹野潔、小笠原貞信、上田與三郎、湊芳藏、三輪林之助、伊藤武壽、伊藤忍、武川廉治及び民事原告代理人として監獄署看守長等諸氏の一列の間に狹まられて並列したり

の際に奏任以上の官吏が巡回のとき未決囚をして一齊に敬禮せしむるの規定を設け置きたれど其後來任せる小林典獄は既決囚徒と性質を異にするものをして同一に敬禮を強るは不可なりとて之を廢止し未決囚人は唯だ其意に隨ふて敬禮を表し來れり然るに現任典獄は就任以來是れそと云ふべき手腕を揮はれし事なく何故か遲出遅引けの有様なるを以て屬吏は手を空ふして典獄の退出を待つ餘自然其處置に慷慨たらざるとある矢先へ又候未決囚を強いて奏任以上の者へ敬禮せしむるに改められたるにぞ一同呆然として是れぞ新典獄の大英斷なるかと噂さし合へりとの投書あり (明治廿七年六月廿九日 新潟新聞)

●監獄署の取締改良を説かんとす 當佐賀監獄署にては既未決囚ども取締方嚴に過るの傾向ありて四人非常の苦痛を感じる所ある由なるか先づ其一例を示せば獄内に於て身分の貴賤高卑を問はず悉く終始危座せしむるか如き身分高貴の者は平生危座に習熟せるか故に左程の苦痛を覺へざるも卑賤の者は幼少の時より危座を爲せし事なき程なれば罰棒又は罪石を課せらるゝよりも苦しみを覺ふる由左れば大祭祀日の如き恩恵を四人に與へて外役を免し安息を許すも

危座を爲さしめらるゝ爲め却て之を悲み忍耐力なき者は實に涕涙を流して在監を嫌ふと云ふソレも既決囚ならば懲戒の一端も云へけれども未決囚にまで之を行はしむるは酷と云はざるを得ず右に就き辯護士の面々は其改良を促かさん爲め知事檢事及典獄に向て説く所あらんと決し抽籤を以て左の如く夫々訪問員を定めたりと

知事に大塚仁一、大塚鉄道、江副靖臣の三氏
 檢事に米倉經夫、神崎東藏、酒井常次の三氏
 典獄に野田常貞、本村末太郎、大石廉藏の三氏

●疑獄事件の公判に就て 明十六日より佐賀地方裁判所に於て元縣官、常置委員、郡吏、村長等に對する疑獄事件の公判ある事は嘗て本紙に記せし通りなり就て右公判廷の傍聽人は頗る多數なるべき事勿論なれども近頃の暑氣と云ひ殊に被告及び辯護人等を合すれば關係する者のみにても多數なるが故裁判所にては右の傍聽人を五十名に限るべく内定し居るやに聞く、又公判は多分午前丈に限らるべく若し當局者にして其時間を限られずんば辯護人より午前丈の開廷を請求する筈なりと云ふ(明治廿七年七月十五日肥後日報)

●囚徒大臣に書を送る 過日故阜縣監獄署より京都生ずるは免れざるの數にて民間の事業は逆ても監獄署に打勝つへくもあらざるより監獄署は終に民間の事業を厭倒するに至るを以つて成可的之れを避くるの方計を執り假令己に其事業の民間に與り爲めに競争するにあらねば其事業を持ち耐ゆること能はざるか如き時に當らば成るべく之れを廢し他に新事業を興すを常とせるか其新事業を發見するに當り僅か四五人の従事すへき事業は何程もあらねど數十名を使用するか如き事業に至りては其原料の購入製品の販路等の爲め中々容易に適當の事業を見當らす頗る苦心の至りなる由なるか佐々木作業課長の考により一新事業を創始せんとするか開は當時東京其他の都會にありては繕を用ゆること非常に流行し彼の尼袋羽織等まで多く繕を用ゆるも未だ繕の帶地男子用)は未だ多からずよし之れあるも甚た高貴の品なれば到底一般に用ゆへからざるより此男帯の繕を織出し一流行させんと己に試験の爲め數本分を染出さしめ目下機織中なるか頗る美麗なりと斯くて其の原料は彼の瓦斯系若くは唐系等にして代價は四十錢内外の廉價なれば世人の嗜好投するならんと云ふ若し其嗜好に投せば是亦八雲織の如く當地の一名産とな

府監獄署を護送されし囚人藤原福太郎は護送の途中内務大臣宛にて書翰を出せり其后其書を取調たるに岐阜停車場の消印あり尙は其郵便印紙を買求めたる根原を糺すに同四川合音吉なる者より貰ひ受けたりと答へし故へ川合音吉を調るに與へたる旨答へたりと云々 (明治廿七年七月十五日 岐阜藩報)

●作業改良の企 廣島縣監獄署に於ては囚人作業の改良を謀るの企あり目下主任者は種々考案中のよしなるが差當り實行の運びに至りたるはこれまで異座筵を製するに荒麻を真として製作したるが元來荒麻は其製品弱くして永く實用に適せざるより今度は木綿糸を真として製作するとなりたり尙は其他の作業中これまで粗製濫造の弊ありしものも悉く改良するよし (明治廿七年七月一日 藝備日日新聞)

●當監獄署の織物 我が地方に於て從來織物なき新事業の魁となれるは當監獄署なるが今日當市の一名産となれる八雲縮織の如きも其初め當監獄署に於て創出せるものあれば俗に之を稱して監獄縮とも云へり其他此の如き例に乏からざるか扱て監獄署に創むれば民間にても亦之れを創め開か爲めに矢張監獄署に於て其業を繼續せし勢ひ民間の事業と競争の弊を

も知るへからざるなり (明治廿七年七月廿六日 松江日報)

●熊本衛戍監獄在監人の奇特

熊本衛戍監獄の在監人は仄かに韓山の風雲愈々急なるを聞き身軍籍に在りながら一朝の過失よりして國難に殉する能はざるを嘆しせめて出来るだけの事をなして皇恩に答へんと一二を除くの外在監人全体にて左の如き嘆願書を監獄長の手許まで差出したりと又奇特といふへし (明治廿七年七月一日 熊本新聞)

嘆願

謹而嘆願す昨今新に入監し來る者の風説を承聞するに我隣國なる朝鮮國に於て内亂の騷擾あり然るに我國民は公務に或は商業に又は遊歴の爲め各處に在留せるを以て我 敵聖文武天皇陛下は之か安寧を保護し且は隣國の好誼として國難を傍觀するに忍ひ玉はざるの御敵慮より第五師團の或一部隊を彼の國に派遣せられたる折柄出兵の云々に付き日清間に於て不穩の兆候ありどかにて我國軍人は心私に腕を撫し一朝若し戰に臨まは我 皇國の威武を顯耀せんと欲し浸汗演武に汲々たりと一度是の談話に接するや感慨措く能はず情々退て現今我醜態を顧みれば起居進退

の自由を束縛せられ私欲の奴隷と爲て憂鬱たる囹圄に呻吟して是の大光榮なる出師の軍列に加はる能はるは千歳の遺憾警ふるに物なく只管我身を反省して己往の罪過を懺悔し唯紅涙を漉て切齒痛歎するの外無之候去れば在囚は他に報恩の術策も無く又之れを圖るに道なしと雖然れども純然たる帝國の常備軍人にして忠君愛國衷心は造次轉沛の間も腦裡を去らず如今の悲境にありて猶一層の熱情を加へ靦然徒手するに忍ひす唯一片の誠心を以て記名の在囚は朝思の億萬分の一をも報酬し奉らんと欲す工役錢の貯積を以て休役時間に於て草鞋を製作し之を軍隊に奉納して聊か微意を表せん事を欲す俯て請ふ特別の御詮議を以て右御許可被成下度奉懇願恐惶頓首再拜

明治二十七年六月三十日 熊本衛成監獄在囚人 (氏名略之)

●山崎典獄の監獄衛生談 社員昨日監獄に出頭し山崎典獄に面して監獄衛生の事を問ふ典獄の曰く小官の赴任日淺きか上に職掌上に於て未た一の見るべきものなれば世間ては矢張り當時の監獄も従前の監獄の如く思ひ居れる輩もあらんれども小官は就任以來鋭意署内の改革に従事し取捨容赦なく斷行し來

特別寄書

●授業者の待遇上に就て

天 眼 子

夫れ授業者なるものは分掌例既に其分掌を定められたるか如く囚徒に對し工業上に關する授業を爲し素品及び製品の授業を掌る役業を獎勵するの任を帯ふるものにして監獄官構成の一人に相違あるへからざるなり既に之を監獄官構成の一人とし云ふ以上は其身分及び待遇の上の方ても相當官吏たるの身分を保ち得る丈の報酬と又同時に監獄官たるの待遇を以て之を遇せられんこと予輩の平素希望する所なり然れども目下我國に於ける授業者の待遇は或は冷淡に過くるなきを疑ふものあるなり司獄官吏備人設置程度に依るも人員俸給適宜とし其俸給人員に制限を設られざる所以のものは却て授業者其人の價値ある所にして其技能及び業の如何に依て斟酌するの餘地を與

るか爲めに或部分よりは著しき怨恨を招きたることなしとは言ひ難きも然れども法律の許す限り職權の行ひ得へき限りは斷行するにあらざれば到底改革の實を擧ぐる能はざらんと思ひたれば斯くは斷行したるなり扱て貴下の間に答へんに監獄衛生の事に就ては小官が最も注意し居る所にして小官赴任の當時は種々の病患者の總數殆ど百余名にして小官も久しく集治監に在勤し居りしか同監などに斯の如く多數の患者ありしことは曾て覺へなきとなれば一は以て驚き一は以て衛生の不行届なるを悟り就任後獄醫と協議し第一未決監房の掃除、第二已決監房の掃除、第三給食物の撰擇、第四飲水料の検査、第五食器等に就て着々改良の道を講せしに其結果なるか將た一般囚徒の自ら衛生に注意したる爲なるか次第に患者の數減少して目下氣候の不順なるにも拘はらず僅かに十四五名丈けに至りたり、扱目下炎熱の際故未決囚に限り交る交る監外出散步を許し新鮮の空氣を吸はしむることなし居るを以て未決囚の如きは當時患者として病監に下すへきものは一名もなしと語られたり

へたることを推知するに足るへし然ども實際は大に之に反し俸給は實に寡少にして被服の給與其他給與品とてもあるとなく一身若くは一家を糊するに常に不足を告げ弊服破履僅かに其の職に従事するか如きもの比々皆な是れなり如斯待遇に反して囚徒に對し作業を教授し及び受業囚を獎勵せしめ及び授業上の設計改良に付意見を陳へしめんと云ふか如きは到底其職を完ふする能はざるは是れ又免れ能はざるの數と云ふへし予輩は信す制服及被服の如何は其人の品格を上下し官吏にありては尙更其威嚴に關係を及ぼすものなることを信す一身一家をさへ糊するに困難を感ずる授業者其人に向て右等種々の責を負はしめんとするは樹に縁て魚を需むるの類にあらざるなきか予の見聞する所に由れば監獄作業の振否如何は授業者其人に存するものなることを知る幸に授業者其人にして其業に堪能なる士ならんか其業の振興實に見るべきものあり之に反し授業者にして其人を得ざるあらんか試業の振作は扱置き常に囚徒の爲めに輕侮せ

られ命令行はれず却て暗に囚徒の爲め使役せらるゝものなきを又た保すへからざるなり況んや以て弊服破履は彼等をして輕侮を増すの因たるなきを得んや又歩を轉して賞罰の道明かなるやと云ふに是れ實に不充分と答ふるの外なし休暇規則のあることなく又其反對に科罰等の制を設けざるもの多きか如し左れば授業手其人にして其職を盡すに危害あるより職務上身を挺して身命を賭し其職を全ふするものあるに當り囚徒の毒手に罹り非命の死を遂げ又は度々疾に陷るものありとせんか之を救済すへき給助例のあることなく殆んど將に犬死に終るか如し右等の如く授業手を遇するに一も其規定なきは授業手其人の爲め不幸缺點と云ふの外あらざるなり是等逆境にある授業手に向て憐惡無頼の無職漢に作業を教授せしめ作業の本旨を貫徹せしめんとする其難きこと知るへきなり故に予は希望すらく授業手をして監獄官吏構成員たるの名に愧ぢざる待遇を爲し其俸給を増し又は相當の制服を設け監署より之を貸與し能く監獄

官たるの威嚴を保持せしめ挺身職に斃るあるも相當の給助方法を設け安心して職に公けに奉せしむるの素養あらしめられんこと予輩の當局者に望む所なり但し本文少しく授業手諸君の身上に就て酷評せしかなれども幸に其意を採て其文を咎められざることを世の授業手諸君に乞ふ授業手諸君夫れ之を諒せよ

廣告

高松地方裁判所豫審判事從七位小川正治君題字
 神奈川縣典獄從七位小河滋次郎君序文
 香川縣典獄從七位田中義達君序文
 香川縣看守部部長笠原正進君纂著
 新舊對照獄務必携

大日本監獄管理法便覽 完

附釐頭泰西監獄管理法拔要

(百卅頁余)美本價凡廿錢運送料は別に申受候
 本書は現行監獄法を基礎とし之に刑法及刑法附則を
 參照とし凡ろ紙面を五段に分ち第初段を(西洋)第二
 を(昔時)第三を(明治初世)第四を(明治中世)第五を
 (現世)の部とし苟も獄事に關する法令規則は細大洩
 さす實に獄務家必携の良書なり右御望の諸君は下名
 へ向け御申越有之度候也

明治廿七年七月
 大日本監獄協會内
 佐野 尚

●教誨叢書第三十一輯目錄

明治廿七年七月分 每月一回出版 一冊 金四錢
 郵税二錢 二冊以上同金一錢

○教誨 中年以後の立志 綱走 阿部政恒
 習慣は第二の天性 樟戸水崎基一

○宗教 人の自覺 札幌四方素
 近江聖人 聚堂學人
 赤穂義士銘々傳 天福堂主人
 大高源吾

○傳記 伊勢平藏家訓 南海逸士
 五常 五倫

○日新公教訓歌解

○勸話 北海のイッパ ね、は、生
 七の語 緊の話 家内喧嘩の話 聚堂學人
 天籟 巴城子
 雲雀 童子惡奸を感化す 天岳
 旅中の偶感 書籍批評

○明治近思錄 道心 濃川生

○半年の勉強 第一回 天福堂主人

會 告

●本會雜誌代金取纏主任ヲ設ケラレタル各署御購讀員ノ出入ハ必ス該御主任ヲ經テ申報アラシムコトヲ希望ス

○本誌定價並廣告料

- 監獄雜誌
- 全 署内五名以上購讀ノ向ハ 壹部定價 前金六錢 (全國無遞送料)
- 一 府縣内數百名協議購讀ノ向ハ 前項ノ外特ニ割引法ヲ設ク 前金五錢五厘(全)
- 又 一署内十名以上ノ雜誌代金ヲ取纏メ之レヲ送付シ及讀者ノ増減、轉免等ヲ報告スルノ勞ヲ取ラセラル、諸君ニハ雜誌ノ代金ハ申受ケサルモノトス
- 廣告料 一行一回分 金十錢

○雜 則

- 監獄雜誌ヲ注文セラル、キハ住所姓名(官衙ニ奉職セラル、者ハ其衙名官職名)ヲ詳記シ雜誌ノ號數ヲ指定シ一冊若クハ數冊分ノ前金ヲ添ヘラルヘシ
- 雜誌ノ前金相切レ候節ハ送本ヲ停止ス但官署上等司獄官及本會々費取纏主任ノ資格ヲ以テ申込ノ向等本會ニ於テ信スル所ノ諸君ハ特ニ廢讀ノ通知ニ接スル迄ハ引續キ送本シ代金申受ク可シ
- 右ノ如ク前金相切レ候諸君ニ對シ雜誌ヲ送付スルトキハ其帶封(督)印ヲ押捺シ御送金ヲ促シ又前金拂込ノ向(濟)印ヲ押捺スルヲ例トス
- 雜誌代金ヲ送付セラル、キハ爲換ノ宛名ハ東京支會會計部トシ東京四ツ谷郵便支局ニ向ケ拂込アリタシ
- 通運便ニ付セラル、キハ其持込賃ヲ添ヘ郵券ヲ以テ代用セラル、キハ五厘切手一割増タルヘシ
- 本誌代金領收證、請求書其他本會ノ回報ヲ要セラル、向ハ返信川郵券又ハ葉書ヲ送付セラルヘシ
- 本誌賣捌望ノ向ハ其旨申込アルヘシ

明治廿七年八月十日發行

發行人兼編輯人

印刷人

磯村 兌 貞

(明治二十七年二月廿六日遞信省認可)

發行所

海沼 富 太 郎

支 會

警察 監獄 學會 支會

印刷所

東京四ツ谷區荒木町廿七番地 警察 監獄 學會 支會

東京市京橋區銀座四丁目一番地 博 社